

平成23年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

平成23年12月15日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長行政報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 選挙第 6号 羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 6 認定第 1号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 7号 平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第13 議案第39号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第14 議案第40号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第41号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第16 議案第42号 平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第17 議案第43号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第18 議案第49号 工事請負契約の締結について

- 日程第 19 議案第 44 号 平成 23 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第 20 議案第 45 号 北方領土国後館～知床草楽園設置条例を廃止する条例制定
について
- 日程第 21 議案第 46 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 22 議案第 47 号 羅臼町郷土資料館設置条例の制定について
- 日程第 23 議案第 48 号 財産の取得について
- 日程第 24 発議第 12 号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書
- 日程第 25 発議第 13 号 看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の
医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書
- 日程第 26 発議第 14 号 根室海峡におけるロシア連邦トロール船に関する意見書
- 日程第 27 発議第 15 号 北方領土問題の解決促進等に関する意見書
- 日程第 28 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○追加議事日程

- 追加日程第 1 議案第 50 号 平成 23 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○出席議員（10名）

議 長	10 番	村 山 修 一 君	副議長	9 番	松 原 臣 君
	2 番	田 中 良 君		1 番	湊 屋 稔 君
	4 番	高 村 和 史 君		3 番	高 島 讓 二 君
	6 番	坂 本 志 郎 君		5 番	小 野 哲 也 君
	8 番	佐 藤 晶 君		7 番	鹿 又 政 義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者

町 長	脇 紀美夫 君	副 町 長	鈴木 日出男 君
教 育 長	池 田 栄 寿 君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君
教 育 委 員 長	石 川 勝 君	総 務 課 長	川 端 達 也 君
企 画 振 興 課 長	久 保 田 誠 君	企 画 振 興 課 参 事	佐 藤 行 広 君
税 務 財 政 課 長	野 理 幸 文 君	税 務 財 政 課 参 事	櫻 井 房 雄 君
環 境 生 活 課 長	五 十 嵐 勝 彦 君	保 健 福 祉 課 長	渡 辺 憲 爾 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	洲 崎 久 代 君	地 域 包 括 ケ ア 支 援 セ ン タ ー 課 長	斉 藤 健 治 君
水 産 商 工 観 光 課 長	石 田 順 一 君	水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	堺 昇 司 君

建設水道課長	高橋力也君	建設水道課長補佐	北澤正志君
学務課長	太田洋二君	社会教育課長	中田靖君
郷土資料室長	涌坂周一君	診療所事務長	工藤勝利君
診療所事務課長	対馬憲仁君	会計管理者	嶋勝彦君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 寺澤哲也君 次 長 大沼良司君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成23年第4回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、5番小野哲也君及び6番坂本志郎君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第3 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、第4回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員皆様には年末を控え、何かと御多用のところ御出席をいただき、提出議案等の御審議をいただけますことにつき

まして、御礼を申し上げたいと存じます。

お許しをいただきましたので、5件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、「新国保診療所の開設準備及び工事進捗状況」についてであります。

新診療所の運営に関しましては、平成24年度より、社会医療法人孝仁会を指定管理者とすることについて、去る9月15日開催の第3回定例町議会におきまして議決をいただきましたことから、10月3日に孝仁会記念病院において正式に基本協定書の調印を行ったところであります。

今後、新診療所の運営に当たり、去る11月8日に知床羅臼国保診療所開設準備委員会を設置し、第1回準備委員会が開催され、孝仁会の齋藤理事長ほか、関係部長と羅臼町から私ほか、関係職員が出席をいたしました。来る1月6日には、開設準備室を診療所内に設置する予定としており、新診療所の開設、運営に向けて孝仁会と町が一体となって、具体的な協議、諸準備を進めていくこととしております。

また、建設工事の進捗状況でございますが、本年7月1日より工事を開始し、現在、地下躯体工事、1階基礎工事が完了し、1階躯体工事を進めている状況であります。工事関係者の皆様には、早期完成を目指し日々御努力をいただいているところであります。

発注が当初予定よりずれ込んだことと、東日本大震災の影響による資材の搬入おくれ等も多少ありましたことから、これまで24年4月の開設をすべく町民の皆様にお伝えしておりましたが、現状といたしまして6月中の開設をめどに準備を進めてまいりたいと考えております。

2件目は、「紺綬褒章の受章」についてであります。

このたび、松法町の四ツ屋養吉氏が「紺綬褒章」を受賞されました。四ツ屋氏におかれましては、羅臼診療所建設事業に役立てていただきたいとして、昨年12月に知床羅臼まちづくり基金へ多額な寄附をいただきました。四ツ屋氏からは、過去にも社会福祉基金などへ浄財をいただけてきており、公益のため多額な資材を寄附し、地域貢献に尽くされていることが認められ、このたびの受章となったものであります。

御本人の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

3件目は、「生ごみ処理機の破損」についてであります。

去る12月9日、夕方に有限会社羅臼堆肥利用組合より、生ごみ処理機が異物混入により破損し、緊急停止している状態との連絡があり、職員を急遽、現場に向かわせ、今後の対応について羅臼堆肥利用組合と協議し、原因を究明するため週明けの12月12日に生ごみ処理機をつり上げ、分解したところ、シャフト部分に漁網が絡まっている状態でありました。

破損箇所については破砕機の刃、シャフト及びシャフトを繋ぐ根本部分等が破損しており、原因につきましては漁網のほか、石のような固い物が混入したとのことであります。

この機械の復旧には、2週間ほどの日数を要すると報告を受けておりますが、シャフト

などの特種部品の製作にさらに時間がかかるようであれば、年内の復旧は困難な状況にあります。

この施設は、1日約2トンから3トンの生ごみが搬入され処理されております。年内の復旧が困難となれば、約60トンの生ごみを広域連合に運搬し、処理をお願いすることになります。この修理及び生ごみ運搬処理については、追加議案として本会議に上程いたしたく、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

4件目は、「サケ漁違反捕獲に関する報道」についてであります。

去る12月9日、金曜日に報道されたサケ漁捕獲違反容疑にかかわる書類送検の事案に関して、去る12月12日、月曜日、田中漁業協同組合長が来庁され、町民に大変な迷惑をかけ、町の信用を損ねることになり申しわけなく思いますとの報告を受けました。

なお、本件に関する詳細については、書類送検前でもあり、明確な報告はありませんでしたが、再発防止策に最大限努力してまいりたいとのことでありますので、報告を申し上げます。

また、昨日、北海道から書類送検されたことに関しましては、大変、残念なことであり、今後、組合が再発防止に取り組むことにつきまして、町長として公共的団体に対する総合調整権限の範囲内で魚の城下町羅臼の信頼を取り戻すこととあわせ、町の名誉回復のため、最善の努力をしてまいりたいと考えております。

5件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に資料を配付してございますけれども、総体的には昨年同期と比べまして、取り扱い数量では4.6%の増、金額では8.6%の増となっております。その主な増の中では、特にイカ漁におきまして数量では前年比31.5%、金額では4.8%の増、また秋サケにつきましては昨年同期よりも数量で7.3%の増、金額では51%の増となっております。なお、ホッケ、スケソウについては漁、金額ともに昨年を下回っている状況でございます。

したがいまして、最終的には金額では119億8,150万という現在の状況でございます。

年内も余日少ない操業となりますが、無事故で漁を終わりますように、そして新しい年を迎えられますようにお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第4 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第4 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

私の質問のテーマは3件、12項目です。

最初に、地域医療の課題と方向性について5点、質問をいたします。

羅臼町は、医師の偏在による医師不足と自治体病院の長年の高コスト体質の影響で、医療基盤が崩壊しかけ、病院から診療所化を図りました。現在、時間外救急受け入れと入院は停止状態にあります。

地域医療の重要性は言うまでもなく、適切で効率的な医療の提供は自治体の責務です。北海道のある医療情報誌に、これは医師向けの情報誌ですが、こんな記事が掲載されました。「医師が派遣、あるいは勤務先を考える場合、あらかじめ派遣先病院の近年の状態を把握しておき、どんなことでも驚かない心構えをしておくことが必要である。地方の病院には結構とんでもない話が転がっている、実際、最近5年間で8人の医師がやめた診療所に行ったことがあるが、これはそのまの体制の問題とか考えられない」羅臼町のことを言っています。医師が安定しないのはまの体制の問題だと、行政、そして私たち住民が真剣に考えなければならないということです。

さて、羅臼町は安定した医療体制を構築するため、医師確保に向けた取り組みを進めてきましたが、今般、社会医療法人孝仁会を診療所の指定管理者として本年10月3日、基本協定書を取り交わしました。来年4月から5年間、診療所は孝仁会に運営管理をゆだねることになります。

この協定書第14条には、孝仁会は羅臼町の医療ビジョンである一次医療、保健、福祉の連携による地域包括ケアを推進するため、一次医療の確保、在宅医療の充実、高齢者医療の充実、健康づくりの推進を行うとし、現在、休止している時間外救急と入院が可能になります。

社会医療法人による診療所の指定管理者は羅臼町が初めての試みと聞いており、この羅臼モデルは全国的に注目されると思います。地域医療を民間委託する不安もあります。地域医療を守るための自治体の責務、そしてそこに暮らす住民の責務を明確にしつつ、この羅臼モデルの成功に力を注がなければならないと思います。

その上で5点、質問をいたします。

平成23年11月に決定をした道の釧路、根室圏内地域医療再生計画の策定経過と決定計画の概要、この再生計画と羅臼町の地域医療の課題との整合性、羅臼町国保診療所の指定管理者孝仁会は、平成21年社会医療法人の認可を受けているが、社会医療法人の役割と当診療所の位置づけ、羅臼町国保診療所の指定管理者による管理に関する基本協定書のうち、第42条4項において、その他、孝仁会が必要と認めるとき、指定の取り消しの申し出ができるとある、また、同第43条に不可抗力により指定の取り消しがあるが、想定される具体的事例は何かお答えください。

来年4月から5年間、羅臼町の医療、診療所は孝仁会にその運営管理をゆだねることになりますが、安定した持続的医療体制を維持するためには住民の全面的な協力体制が不可

欠と考えます。そのために、町として住民に対して何を求めるのか、住民の役割について行動提起も含め具体的にお答えください。

次に、福島第一原発事故による放射性物質と対策についてお伺いします。

去る11月15日、国際研究グループが放射性物質の土壤汚染シミュレーションを報道しました。11月17日、気象庁気象研究チームが放射性物質の海洋落下シミュレーションを報道しました。名古屋大学などの研究チームが14日に発表した放射性セシウムの全国分布推定図で釧根管内の多くは土壤1キログラムあたり道内で最も高い100から150ベクレルとなり、岩手県中部と同等の値となっています。

道内は、大まかに道南と道央、道北、その他の地域がゼロから50ベクレルで、釧根が突出する結果となっています。気象庁研究チームの発表では、原発事故で大気中に放出された放射性物質、特にセシウムは4月までにその70%から80%が海に落ち、汚染されたはずだと分析しています。

これらの報道を踏まえ、羅臼町の対応、対策について5点、質問いたします。

東日本大震災に伴う被災地の災害廃棄物処理に関して環境省からの協力依頼がありましたが、放射能汚染の問題もあり、広域処理施設の場合と市町村独自の処理施設の場合の釧根管内市町村の対応についてお伺いします。

放射線測定器の設置について当町は設置してあるか、設置していない場合、設置の予定はあるか。また、民間団体に設置しているところはあるか。

食べ物など、測定の計画はあるか。

当町の水産物の放射能汚染は問題はないか。

地方自治体が地域住民に責任を負う立場から、町として独自の調査を行い、結果を公表し、住民の不安を解消するとともに、調査結果を道や国に報告することが必要だと思いますが、町の考え方を伺います。

次に、再生可能エネルギーの活用に関して伺います。

私たちの生活に不可欠なものとして食料、そしてエネルギーをつくり出すために石油などの燃料があります。食料は、私たちが生きていくために必要なものであり、一定量あれば何とかあります。これに対し、エネルギーをつくり出す燃料は快適な環境をつくるために必要なものであり、その使用量はとどまるところを知らずに増加してきました。

そして私たちは、便利な生活を維持するために、最も使い勝手のよい電気エネルギーをふんだんに使っており、それらの多くは原子力発電所から供給されています。原子力発電所の中で起きていること、原子力発電所から出される放射性廃棄物が私たちにとってどのような問題を持たずかについては知らされず、事故が起きることは100%あり得ないという安全神話が蔓延していたのが2011年3月までの日本社会です。

食料を生産する農業にとって原発事故がもたらした最大の問題は食料を食べられないものにしてしまったことですが、これは漁業も同じです。いち早く全漁連が原発停止を訴えたところは当然と言えます。原子力発電は事故が起きれば周辺地域に放射性物質をまき散ら

してしまいますが、事故を起こさなくても大量の死の灰を生産し続けるため、その処分場問題がつきまといます。

欲するままに電気を使用するという生活を続けながら、将来世代へ放射性廃棄物の管理を強いる原子力発電は倫理的に大きな問題を抱えていると思います。

今、原子力にかわるエネルギーとして自然エネルギー、再生エネルギーが転換すべきエネルギーの方向性として大きく見直され、日本国内でも幾つかの実施事例がありますが、2点お伺いします。

羅臼町の再生可能エネルギーとして何が考えられるか。また、現時点で活用利用実態はあるか。

全国的には地域でエネルギーを受給するということを目指している自治体もありますが、自然エネルギーの地産地消で地域経済の活性化を図るべく検討を進めてはどうか。

以上をお伺いし、再質問を留保し終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 坂本議員より、3件の御質問をいただきました。

1件目の地域医療の課題と方向性について5点の御質問であります。それぞれお答えしてまいりたいと思います。

1点目は、釧路・根室地域医療再生計画の策定経過と策定計画の概要についてであります。

北海道地域医療再生計画につきましては、国の平成22年度補正予算において地域医療再生臨時交付金が予算措置され、都道府県に交付することとなり、厚生労働省が高度専門医療機関や救急救命センターの整備、拡充及び連携する医療機関の機能強化など、3次医療圏における医療提供体制の課題を解決するための施策について、都道府県に作成を求めたことから道が策定したものであり、釧路・根室地域医療再生計画の策定経過については、釧路総合振興局が各市町村及び各医療機関の事業要望を集約し、意見交換会や個別ヒアリングを行い、北海道が策定したものであります。

策定計画の概要につきましては、具体的な施策として救急医療の充実、周産期医療の充実、がんや心臓疾患治療の機能強化、診療情報ネットワーク構築や医師確保のための環境整備、高等看護学校設立による圏域の看護師不足の解消などにより、地域医療の充実を図るものとなっております。

次、2点目の再生計画と羅臼町の地域医療の課題との整合性についてであります。羅臼町の地域医療の課題といたしましては、医師確保対策や看護師不足のほか、高次医療機関から遠隔地にあるため、医療連携を効果的に進めるための画像診断機器の整備などが課題として上げられますが、今般、策定された再生計画では、これらの課題や具体的施策に対応したものとなっております。整合性のあるものと認識しております。

次、3点目の社会医療法人の役割と当診療所の位置づけについてであります。社会医療法人は2006年に制定した、第5次改正医療法において創設され、僻地や小児救急医

療など、地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人と位置づけられており、医師不足の深刻化で閉院に追い込まれる医療機関の増加、公的医療機関の経営悪化が深刻化するなど、地域医療の崩壊が社会問題化している中で、社会医療法人を地域医療に積極的に参加させることにより、良質、かつ適切な医療を効果的に提供する体制を維持することを目的としており、公的医療機関が主に担ってきた政策医療を担当する民間医療法人を制度化し、地域医療の中心的役割を期待されている法人であります。

また、当診療所の位置づけについては、指定管理者制度の導入後も町内唯一の医療機関として、これまで同様、羅臼町の施策と連携し、羅臼町の医療ビジョンである地域包括ケアを推進する中核的な役割を果たす医療機関として考えております。

次、4点目の協定書第42条(4)及び第43条についてであります。現在、町として想定しております指定の取り消しの申し出ができる場合の具体的な事例としましては、

(1)から(3)に例示しておりますとおり、町が協定内容を履行しなかった場合、町が指定の取り消しを行った場合、町の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害、または損失をこうむった場合などを想定しておりますが、指定管理者の取り消しについては、申し出を受けた場合に指定管理者との協議を経て、その措置を決定するものとしていることから、指定管理者の想定外の申し出にも対応できるよう、協定書上、(4)「その他指定管理者が必要と認めるとき」を加えているものであります。また、第43条の不可抗力による規定の取り消しについては、地震や津波などの自然災害等により、業務の継続が困難となるようなものを想定しているものであります。

5点目の安定した持続的な医療体制を維持するための住民の協力体制についてであります。町として住民に対して求めるものについては、医師が疲弊せずに勤務できるよう、安易な時間外受診、いわゆるコンビニ受診をしないことや、定期健康診断の受診など、具合の悪いときだけでなく、日常的に自己の健康管理に気を配ること、また医師に対し敬意を持って対応するなど、医療を受ける側として守るべきことを住民が理解する必要があると考えております。

2点目の福島第一原発事故による放射性物質の影響と対策で5点の御質問であります。

1点目の東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理であります。東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理については、平成23年4月13日付で環境省から北海道を通じて調査の依頼がありました。

この調査の目的は、今回の大震災で甚大な被害が生じており、膨大な損壊家屋等の廃棄物処理を全国的に行わなければ解決できないとのことで、日常生活から排出される可燃性の廃棄物、畳、じゅうたん類、可燃性混合廃棄物、家電製品、家具類、燃えがらなど、不燃ごみの受け入れ可能量を調査するものでございました。この調査は、あくまで受け入れ可能量の調査であり、災害廃棄物の内容や種類が確認できた段階で改めて受け入れ量を含めて再検討することになっておりました。

このようなことを踏まえて、4月時点での釧路・根室管内の市町村等の年間可能受入量

につきましては、別海町埋め立て500トン、中標津町埋め立て700トン、根室北部最終処分場埋め立て100トン、根室北部広域ごみ処理施設焼却2,000トン、根室市焼却1,250トン、釧路市埋め立て5,200トン、釧路広域連合焼却3,000トン、以上で釧路地域では受け入れ総数1万2,750トンと回答しております。なお、当町においては、広域でごみ処理をしていることから、受け入れる量の回答はいたしていません。

その後、災害廃棄物には放射性物質を含んでいる報道等が相次ぎ、各都道府県、自治体等は慎重な対応を余儀なくされておりました。

そのような中、10月7日付で環境省より東日本大震により生じた災害廃棄物の受け入れ検討状況調査があり、10月25日に根室市にも出席をいただき、根室北部廃棄物処理広域連合連絡会議を開催し、根室管内で統一した対応を図ることといたしました。その結果、災害廃棄物から完全に放射能を排除することが困難な情報から、それぞれ受け入れることは難しいと回答したところであります。

釧路市におきましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で廃棄物に放射性物質及びこれに汚染されたものを除くと規定されていることから、さきに環境省が示した災害廃棄物の広域処理の推進にかかわるガイドラインでは、放射性物質に汚染された廃棄物を完全に排除していないことが明らかとなり、受け入れ条件が整わないことから、当初の受け入れ可能の回答を取り下げる内容で回答したとのことであります。

2点目の放射能測定器の設置についての御質問でございますが、当町においては、放射能測定器は設置してございませんが、北海道では従来より北海道電力泊発電所周辺地域の環境放射線の監視のため、泊発電所周辺地域22カ所で空間放射線量率の測定を実施しておりました。その後、福島第一原発事故後、完全確認の観点から平成23年3月23日より、石狩振興局を除く全道9カ所の総合振興局及び4カ所の振興局の敷地内において、サーベイメーターによる空間放射線量率の測定を毎日行っているほか、毎月、納沙布岬やJR知床斜里駅前を含む道内16カ所の観光地で空間放射線量率の測定を行っておりますが、現在の北海道内の空間放射線量率は自然界に常にある放射線量率の範囲内で推移しており、健康に影響与えるものではないとのことであります。

そのほか、道内7カ所の道立農業試験場でも4月18日から10月31日までの期間に4週間ごとに農地土壌のモニタリング調査を実施いたしましたが、放射性物質は不検出、または極めて低い値であり、全く異常はないと公表されております。

さらに北海道では、海岸漂着物の放射線量率を調査するために、渡島、胆振、日高、十勝、釧路、根室、オホーツク管内で海岸のある市町村の放射線量率を11月に実施しており、当町においては11月30日に幌萌町の海岸で空間放射線量率を測定しております。測定結果につきましては、根室振興局より測定した地点、すべてが自然界に常時ある数値内と報告を受けております。

北海道の放射線モニタリング観測データにつきましては、北海道のホームページで情報

公開をしておりますので、当町としてはそれらを注視していきたいと考えております。また、民間・団体で設置しているところにつきましては、根室振興局に確認いたしました。設置しているところを聞き及んでいないとのことでもあります。

3点目の「食物（学校給食等）などの測定計画」についてであります。学校給食につきましては、北海道学校給食会、または独自に業者を通して食材を納入しているところがありますが、基本的には道内産の食物を優先しており、原発事故以来、道外産の食材を使用する場合は、産地など十分考慮したものを使用するなどの工夫をしているところでありまして、現在のところ独自に測定を行う計画はありません。

4点目の当町の水産物の放射線汚染は問題ないかとの御質問であります。漁業を主産業とする当町におきましては、福島原発事故による水産物の放射性物質汚染は重大な問題として認識をしているところでございます。

現在、北海道で定期的実施している北海道放射線モニタリング調査によりますと、羅臼町のイカ、サケを含む北海道各地の魚種ごとの放射性物質測定検査の結果、北海道の水産物は国の定める暫定規制値の範囲内であることから安全であるとの結果が出ているところでございます。

また、海水検査につきましても、4月11日から室蘭沖、えりも沖、釧路沖の太平洋沿岸3定点を定期的に検査をして実施していましたが、放射性物質は検出されておりました。

なお、海水検査については、9月27日から室蘭市イタンキ漁港、様似町旭漁港、厚岸町床潭漁港の3カ所で測定を行っておりますが、いずれも放射性物質は検出されておられません。

当町におきましても、原発事故後、海洋深層水の検査を実施いたしましたが、放射性物質は検出限界以下であり、特に問題はないと認識しております。

以上のことから、北海道水産物は安全であるとの信用性の高い検査結果が出ており、当町の水産物についても現時点で安全性には問題はないと考えております。

5点目の町としての独自調査と交渉についての質問であります。このたびの福島第一原発事故による放射能汚染は、福島県内だけでなく、日本中が目に見えない放射能の恐怖に震撼いたしました。幸い、現在、北海道において実施している空間放射線量率、水産物、水道水、農地土壌、海水等の放射線モニタリング調査では、自然界の平常レベルで推移しているとの情報が公表されており、町として安堵しているところであります。

当町の独自の対応として、先ほども申し述べましたが、福島第一原発事故後、当町で取水している海洋深層水の安心・安全を確認するため、3月30日、4月12日、4月18日に取水した海洋深層水を専門検査機関に検査を委託し、その結果を町のホームページで公表しております。

北海道でも太平洋側3カ所で海水検査をしていますので、それらの地点で異常数値が観測された場合に、改めて当町で取水している海洋深層水を検査することとしております。

3件目の再生可能エネルギーの活用について、2点の御質問をいただきました。

関連がありますので、2点の質問を一括してお答えいたします。

再生可能エネルギーとは、枯渇することがない自然エネルギーであり、当町の場合は太陽光、風力、波力、海上温度差、地熱等があると思います。現時点では、地熱による温泉供給が利用実態としてあります。再生可能エネルギーを活用するためには、第一に十分な調査を行い、将来的展望も含め、ランニングコスト等を検討しなければなりません。

また特に、原発事故以降、地熱など自然エネルギー活用に対し、環境相が国立公園の規制を柔軟に運用する動きがあることは、活用促進の追い風になっている状況にもあり、地域活性化を含め、諸条件をクリアした上で検討する必要があると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問をいたします。

最初に、再生エネルギーの活用についてお答えいただきましたが、今、原子力にかわるエネルギーとして自然エネルギー、再生エネルギーが脚光を浴びていますが、町長もお話がありましたが、自然エネルギーはその永続的利用が可能であるという点から再生可能エネルギーとも呼ばれています。

一般的には、太陽光、あるいは地熱とお話がありましたが、水力であったり、あるいは最近ではバイオマスエネルギー、それから波を利用するとか、温度差を利用するとか、発電もいろいろあるのです。

羅臼町で考えると、現在、お答えは直接ありませんでしたが、現在は地熱といいますか、直接、温泉は活用、利用しているという実態がありますが、そのぐらいかなと思ってます。今後の可能性として、私が思うには羅臼町の場合は太陽熱温水器、あるいは太陽光発電、そして地熱発電が上げられるかなというふうに思います。

私は、この三つのエネルギーを利用の可能性についてきょうは質問したいというか、お話をしたいと思っておりますが、先ほど町長、検討する必要があるというお答えでしたので、ぜひその方向でやっていただきたいなというふうに思います。

私は、この遠く離れた地域に偏在する化石燃料に依存する生活ではなくて、自分たちの地域にある自然エネルギー、この利用方法を開発し、活用することがこのまちの持続を構築するために必要な課題であると現在、考えます。

そのためには、この自然エネルギー導入を地域の再生と一体に進める必要があります。現段階では、現在ある温泉掘削井、1号井、4号井、5号井でしょうか、あとの二つは廃止したということですが、ここからは相当な量の蒸気が上がっておりまして、これを活用した地熱発電が考えられます。

ただし、これも先ほどちょっと触れておりましたが、これまでは電力会社の固定化買い取り制度の導入までなかなか難しいとか、国立公園法の縛りがあって、地熱の発電はなか

なか手つかずにいたのです。しかし、3・11の原発事故を受けて情勢に変化が見られません。

一つは、国において固定価格買い取り制度導入の検討が相当なテンポで進んでいるという問題、それから国立公園法の緩和が今、進んでいます。そして、経済産業省が12年度予算の概算要求で地熱資源開発促進調査事業費として新規に130億円計上したということも報道されております。

過日の新聞報道によると、標津町では武佐岳山ろくに地熱発電所を建設計画しているというふうに報道されていますが、この地熱発電がどういうものなのか、それから標津町の建設計画の目的、もし町長、聞いていれば簡単にちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） お答えいたします。

今、再質問でありましたように羅臼はかつて、水力発電を供給して、そのころは村でありましたけれども、村として水力発電を設置していたと、そして共有したという経過があります。

今、お尋ねの地熱ということですが、地熱というか、温度差発電という形になります。これは、何年か前に釧路の高専の先生が実際にテストを行っていただきました。羅臼の湯ノ沢地区で。しかし、ここはかなり場所的というか、スペースを要するということと、ランニングコスト、あるいはイニシャルコストも含めてというような、そういう採算性の問題、さらに今、御指摘があったように国立公園の園地内であるという、そういう規制の問題等々があって、2回ほど調査いたしましたけれども、その後、調査はそこで中断したということでございます。

したがって、今、御指摘のことにつきましては我がまち地熱発電ということが一番、エネルギーとしてはもう豊富な状況にあるということでございます。したがって、今後そういう状況も含めながら検討してまいりたいということで先ほどお答えしたとおりでございます。

今、後段お話のありました武佐岳の関係でありますけれども、私も隣の標津町長と一緒に開発期成会の要望の中にもこの件に関しては入っておりまして承知しているところでございますけれども、一時、昨年の方の予算等の関係で見送られているというか、その前進している状況になっておりません。

しかし、今、今回の原発事故を機に、さらにまた標津町長としてはこのエネルギーの取り組みをしてまいりたいというふうに聞き及んでいるところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 羅臼町で発電をすれば、この地熱発電が一番有効だというふうに私は考えています。

ただ、若干、昔調査をしたということがあるようですが、状況が変わっていることもありますので、町長検討するということですから、この調査をぜひ進めていきたいなというふうに思うのですが、私は自治体や住民、団体が羅臼町で考える場合、利益が出るから自分たちの事業としてやろうという仕組みをつくること、羅臼町が小規模であっても小さな電力会社を所有するという、発電施設を持つということ、これが非常に大事なことではないかなというふうに思います。

そのために、町として国や道への要望ですとか、検討する、調査するというふうにとらえますが、この実現可能性の調査活動をできるだけ早く実施すべきではないかというふうに思います。

あわせて、羅臼町にあるエネルギーと考えますと太陽光発電、太陽熱温水器がございますが、小中高、公民館、診療所など公共施設での太陽光エネルギーの活用もあわせて検討する必要があると思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 現在、役場庁舎、あるいは羅臼保育園、羅臼小学校、これは温泉熱を利用した熱交換によって暖房等も賄っているという状況でございます。

したがって、現時点で太陽光発電ということ、これは今後、恐らく全国的に今回の原発を契機にした中で普及していくのだろうというふうに思いますけれども、コストの問題、あるいは特にパネルの量的にかなり面積を要するというような、そういう問題も一つありますので、検討はする必要はあると思いますけれども、今ここですぐ進めるという状況には私まだ判断しているということではございませんので、坂本議員からの御提案として受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ぜひ検討を進めていただきたい。ちょっと角度を変えて質問をしますが、ところで羅臼町の年間の使用電力量はどのぐらいになっていますか、おわかりですか。

○議長（村山修一君） 環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） 羅臼町における年間使用電力量につきましては、おおよそ4,000万キロワット強と聞いてございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 4,400万キロワット、年間ということですが、金額にして計算書をちょっと大ざっぱ過ぎるかもしれませんが1キロワットが25円というふうに単純に計算をすれば、掛けると約10億という金額になります。月にすると8,000万から9,000万、これを実は私たちのまちの住民は工場も全部、含めてですが電力会社に支払っているということになるわけです。

私、調べたところ、5万キロワットの発電で約20万人程度の電力が賄えると、これを

単純に羅臼町で6,000人の人口を賄えるように割り算をしますと2,000キロワット発電すれば羅臼町の電力はほとんど賄えると、こういうことになるのです。風力なんかと違いまして、24時間安定して発電できるわけですから、非常に可能性がある、実現できれば、この10億が自分たちのところで受給をして、自分たちのところで消費をするという、これは大変なことです。恐らく、標津町も直接、私聞いたわけではありませんが、標津町も同じそういうねらいで武佐岳の山ろくにそれをつくりたいということで検討しているのだけれども、繰り返しになりますが政府は自然エネルギーで生産された電力の買い取り制度の成立を目指しています。この制度が始まったら、自然エネルギーの発電設備を設置すれば、まず確実に投資が回収できて利益が出ると思います。地域の中にあるお金を集めて、発電設備に投資する、生産されるエネルギーが地域内で消費する、いわば顔の見える範囲でのエネルギーの地産地消をぜひ実現するために検討調査活動を開始していただきたいということを申し上げて次に移ります。

原発事故に関する放射性物質の影響と対策についてお答えをいただきました。瓦れき処理に関しては、お答えありましたように現地での判断は広域、独自も含めて受け入れをしないということ動いているという、ある意味、当然です。

ただ、被災地の瓦れき処理を考えると、私個人としては申しわけないという思いもありますが、放射性物質の拡散は防がなければならないというふうに思います。

それから、放射性測定器の設置はないということですが、私は簡易な物でもぜひ設置すべきではないかと、先ほどいろいろお話がありましたけれども、羅臼町の直接、土壤をやったり、羅臼町のある場所で空気の測定をやったりとか、そういうことはないですね、近場でやったから安心だということなのですが、それではちょっと町民の皆さんの安心・安全という点では不足かなというふうに思います。

これも先ほど申し上げましたが、釧根管内の土壤汚染濃度が高いという事実を踏まえて、まず測定対象、学校給食は材料の段階でやっているのだということですが、この食べ物による内部被曝は外部被曝より影響が非常に大きい、だから親御さんたちもそういう心配をしているのではないかなというふうに思います。

次に、今、雪が降っていますが、保育園とか幼稚園とか小学校、中学校、高校のグラウンドの土壤調査をぜひすべきではないかなというふうに思います。

放射線測定器、探知機とも言いますが、高い物から安い物までいろいろありまして、食品とか水とか土壤の表面用の放射線検知器はそれほど高価ではありません。大気汚染ですとかということになるとちょっと大変なのかもしれませんが、食品と水と土壤表面用の放射線検知器は、これだけ大きな事故があったわけですから測定する必要があるのではないかなというふうに思います。

水産物については、深層水も含めてお答えもありましたが、私のところに入っている資料ですが、羅臼鮮魚買受人組合でサケ、イカ、タラ、スケソウダラ、カレイ、ホッケ、ソイの放射能検査を依頼をして、その結果、不検出とのことですから、ひとまず安心ができて

るなというふうに思います。

私は、当町は世界自然遺産のまちでもありますし、観光客が大勢訪れます。もし、風評被害でも出ると大変なことになるわけですが、この風評被害を防ぐ最大の方法は簡易な測定でも定期的にその結果を内外に積極的に公表するということだというふうに私は考えます。

また、そのことによる住民の不安の解消にもなると思いますので、お答えはいいですが簡易な測定器を設置をするということで検討していただきたいと思います。

時間がありませんので急ぎますが、次に地域医療の課題と方向性についてお答えをいただきました。釧根の医療の計画ですとか、そういう内容だというふうに思いますが、去る10月18日に羅臼町医療経営アドバイザー竹内先生の講演が役場の1階でありました。私も参加しましたが、地域医療を守るために我々は今、何をすべきかがテーマでした。

社会医療法人として地域の診療所の指定管理者は、初めての試みで羅臼モデルとして全国で注目している、民間事業としての診療所運営は公立の倍稼がなければやれないよと、効率的な医療提供により健康が保障されるし、高齢者が元気な地域は地域の経済も活性化すると、そのためには常勤する医師を大切にすることが重要であり、そのことが町民行政の役割でもあります。羅臼モデルは成功の可能性があるのだと、その成功に向けて地域のろしを上げなさいと、要約すると大体このようなお話をされたというふうに私は理解しております。

私は、この羅臼モデルを何としても成功させて地域医療を守っていくかぎは実は住民自身にあると考えています。当然にも行政の責任を前提にしてのことですが、先ほど指定の取り消しについてのお答えがありました。もちろん、自然災害等の不可抗力の問題であるとか、町が約束を守らなかったからとか等々あるかもしれませんが、一番、取り消しにつながるのは、この診療所の経営が成り立たなくなることなのです。これに勝るものはないのです、取り消しの。

指定管理者である孝仁会が指定の取り消しをすれば、羅臼町の医療は崩壊します。崩壊を防ぐ手法は、このかぎを握っている住民が町長もおっしゃいました、それから最も最近の広報紙にも載っていましたが、コンビニ受診、すなわち時間内受診を心がけるも、診療所を積極的に受診する、医療スタッフへの感謝の気持ちを忘れず、受診する側のマナーを持つことです。当たり前のことですが、これができていないのです。

来年4月から始まる公設民営の地域医療羅臼モデルの成功に向けて、行政はより積極的に住民に対し働きかけをすることが求められます。

住民のグループや団体の自発的行動に頼るのも一つの方法とは思いますが、行政の責務として町民に向けて努力することが重要であるということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） ここで、午前11時10分まで休憩します。

11時10分、再開します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

次に、3番高島讓二君に許します。

高島君。

○3番（高島讓二君） 通告に基づきまして、児童生徒の通学費補助について、町税等及び国民健康保険税、町営住宅使用料の収納について2点、お聞きいたします。

まず1点目の児童生徒の通学費の補助についてですが、平成20年に知円別小中学校、平成22年には飛仁帯小学校と植別小中学校が統廃合となり、それぞれ知円別小中学校と飛仁帯小学校の児童生徒は羅臼小学校と羅臼中学校へ、植別小中学校の児童生徒は春松小学校と春松中学校へと統合されました。

廃校になった地区、つまり岬町、海岸町、峯浜町の児童生徒は遠距離のため、路線バスによる通学を行っておりますが、国の補助もあり、廃校時に在校生だった児童生徒に限定して通学費の全額が補助の対象となっており、通学費の負担は現在かかっておりません。

しかし、課題は学校が統廃合された後に新たに小学校へ入学した児童について補助の対象から除外されており、現在、自己負担で通学しております。知円別小中学校は、3年前に統廃合しましたので、現在、羅臼小学校に通学の1年生、2年生、3年生までの児童10名、また、昨年、統廃合となった飛仁帯小学校の1年生5名と、植別小中学校の小学1年生1名、岬町と合わせると合計16名の児童に現在、通学費の補助はございません。また、海岸町から通学している羅臼中学校の生徒14名は統廃合にかかわらず通学費を自己負担にて通学しております。

通学距離の根拠となっております義務教育諸学校等の法律では、小学校の児童はおおむね4キロメートル以内、中学校の生徒はおおむね6キロメートル以内という定めがございます。

その根拠を考えますと、現在の町の対応では遠距離通学の子供たちは通学費を払わなければならないというハンディキャップが発生し、甚だ不公平、不平等ではないかと思えます。

私は、義務教育機関は平等に教育を受けられる観点からも、学校が統廃合された地域、さらには通学距離の基準区域外から通学している児童、生徒の格差、不平等感をなくすために通学費は全額補助すべきであると考えますが、町長はどのようにお考えかお聞きします。

2点目は、町税等国民健康保険税、町営住宅使用料の収納についてお伺いします。

平成22年度の決算書によれば、町税の調定総額8億7,282万9,051円に対し、

収納総額は6億7,734万2,128円となっており、収納率は77.6%と低調な数字となっております。

過去の収納率を比べますと、平成18年度の収納率は72.2%でした。それから、少しずつ収納率が上がって、平成20年度は81.5%となり、改善されたかに思いましたが、平成20年度を頂点に下がり初め、平成22年度は77.6%と落ちております。収納率が上がった主な要因は、平成17年、18年、19年度に年間5,000万から7,000万円の不能欠損処理を行い、3年間で1億7,000万円もの額を計上したことによるものと思います。

ちなみに、平成22年度の管内他町の収納率を見ましたところ、別海町は95.48%、中標津町92.7%、標津町92.8%でございます。いずれも、全道平均は92%でございますが、それを超える収納率であります。比較すると、我が羅臼町の収納率77.6%は極めて低調だと言わざるを得ません。

平成22年度の決算書では、滞納繰越額も1億8,334万8,700円であり、前年よりも増加しております。不能欠損処分は1,200万円が計上されており、これではまじめに納税されている町民の皆様にとりましては、大きな不公平感を抱かせるものではないでしょうか。また、滞納額については5年が経過すると時効が成立し、不能欠損処分となり、調定額そのものが消滅します。きちんと納税している町民の皆様は今後とも信頼され、納得して納税していただくためには滞納が生じないように理事者側は全力を挙げて取り組むべきであり、安易な不能欠損処分をしないよう努めていただくことは当然のことです。

しかしながら、町税を担当しているのは税務財政課のみであり、日ごろ税務財政課職員は町民に対する納税相談や税務相談などの御苦勞は大変だと思います。人員も限られていることから、今後、収納率を改善していくには限界があるかと思えます。

そこでお聞きしますが、町税の収納率を上げていくにはどのような体制、方策で望んでいくのかお答え願います。

もう一つの国民健康保険税はさらに悪い数値でございます。平成22年度の収納率は61.7%、不能欠損処理は3,840万円、滞納繰越額は2億4,844万円となっております。国民健康保険税も町税と同様に平成17年度1億2,000万、平成18年度1億円、19年度1億円と大きく不能欠損処理を行っており、その後の収納率は上がっておりますが、過去3年は61%から62%で推移しております。

これについても他町の収納率を見ますと別海町を88.21%、中標津町61.83%、標津町は65.2%と国民健康保険税に関しては他町も収納に苦勞しているようでございます。

しかし、町税同様、きちんと納税している町民の皆様は納得していただくためには、滞納を発生させないように全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

また、町営住宅使用料については調定額1億448万145円に対し、収入が5,627万8,876円と収納率は極めて低くなっております。滞納額が4,820万もあり、収納率53.8%と半分強の使用料しか収納できておりません。このような状況とその原因は何か、また、この滞納についてどのような対策をお考えかお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員より、2件の御質問をいただきました。

1件目の通学費全額補助についてでございますが、平成19年第3回定例会及び平成21年第1回定例会において、同様の質問に教育長より答弁をしておりますが、現在の運行体制が導入された経緯を尊重してまいりたいと考えておりますので、前回の答弁と重複いたしますが、御理解を賜りたいと存じます。

現在の路線バスを民間に委託するに当たりましては、平成14年10月に生活バス路線確保及び町有バスの有効利用に関する検討会の答申を踏まえ、議会でも十分な議論をいただき、通学と高齢者の通院に配慮した運行体制としたところでございます。

議会論議の中で、通学費の無料化も検討されたところではございますが、受益者負担意識の高揚につながるの考えから、小学校から一般客まで乗車距離に関係なく一律100円の有料化にした経緯がございます。

また、小中学生の通学定期券につきましては、通学距離にかかわらず定期券の月額を小学生1,500円、中学生3,000円と定めたところであります。ただし、学校統合時に在籍していた児童生徒に対しましては、急激な経済負担を軽減するための在学学生特例として、卒業までの通学費を全額補助しているところであります。

これまでも、教育懇談会などで義務教育期間の通学バス無料化を求める意見もございましたが、この運行体制が導入された経緯を尊重してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2件目は、町税、国民健康保険税、町営住宅使用料の収納についてであります。平成23年度の行政執行方針並びに監査委員による平成22年度会計決算審査でも考え方を述べましたが、自主財源である町税等につきましては、公平・公明・公正をモットーに納税者の税負担の公平の観点から差し押さえ等の法的手段による徴収を図りながら、収納率の向上、自主財源の確保に努めているところであります。

また、今年度は収納事務実施計画を策定し、新たな滞納を生じさせないために現年度課税分の収納に早期に取り組むとともに、滞納繰り越し分については滞納者の実態を把握し、適切、かつ厳正な対応を行うこととし、徴収の強化に努めております。

具体的な取り組みといたしましては、既に預貯金の差し押さえを実施しておりますが、1点目に強化月間を設定し、夜間電話催告、休日催告など、滞納者への折衝の強化、2点目に差し押さえ等の滞納処分の強化を本年度の重点実施事項とし、計画的な滞納整理を行うこととしており、今後も預貯金、家賃、国税等の還付金など、債権を中心に差し押さえ

への執行を予定しているところであります。

また、前年度に引き続き、根室振興局税務課と連携し、直接徴収、共同催告も実施しており、特に本年度は初めての取り組みとしまして、町道民税の特別徴収への切りかえ協力についての事業所訪問も実施しているところであります。

なお、高額、悪質滞納者に対しては釧路・根室広域地方税滞納整理機構とも連携し、差し押さえを執行するなど、今後とも財源確保に努めてまいります。

また、町営住宅使用料滞納者に対しましては、本年の9月より滞納者への一斉特例通知を行い、水道料金滞納とも連動した滞納整理に取り組んでいるところであります。内容的には、本人への督促、保証人へのアプローチ、住みかえ等を行っているところでありますが、特に誠意のない悪質な滞納者には明け渡し請求などを実施してまいります。

前段にも申し上げましたとおり、公平・公明・公正の見地から町営住宅使用料滞納者に対しては、裁判など、最終的な法的手段も視野に入れて適切に進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今まで以上に滞納整理を強化していくことが収納未済額の圧縮、収納率の向上にもつながることになりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 今、町長言われた学校のバス通学の問題ですが、導入した経緯を尊重したいというふうなことでお答えいただきました。

それで、その中に私も路線バスは子供たちが通学するのみならず、一番重宝にしているのは医療施設とか買い物に通うお年寄りの方々がなくてはならないものということで、それは理解できますが、義務教育の子供たちに受益者負担というのはなじまない言葉かなというふうに私は思います。

私としては、羅臼町の教育方針として、子供たちの通学には全面的にバス代を補助すべきだというふうに考えますが、その町長は導入した経緯ということを尊重するということですので、なかなかそれは難しいことかもしれませんけれども、他町の例を出させていただきますと、根室管内、それから根室市を含めた根室管内3町と、それから知床半島の西側、反対側の斜里町にお聞きしました。

そうしたら、統廃合した学校についてはすべてスクールバスを仕立てて対応しているということです。また、標津町においては、統廃合以外の区域で小学校は4キロメートル、それから中学校は6キロメートルというふうにおおよその目安があるわけですが、その学校の設置計画があるわけですが、それから外れていると、それから外にいる子たちについても定期券を買って、それと引きかえに通学費の全額補助を行っているということです。私は町長、先ほど平成14年の路線バスを導入した経緯というのはわかるのですけれども、そのときにはまだ実際に話としては将来、ゆくゆくは学校が一緒になるのだよとい

うことが実際問題、肌で感じていたかどうかです。それで地域の住民がどれだけ納得されたかということは、私にもそのときはわかりませんが、やはり学校統廃合されたときも、私は知円別小中学校が統廃合したときにも、そのPTAの子供たちを持つ親たちが盛んにスクールバスを立ててもらえないかと、子供たちの安全のためと、それから通学費がやはり負担になるということ、そのときにほかの根室管内の事例はどうかということを感じて盛り込んでおられたということは、私の記憶としてあるわけです。

ですから、その経緯はありますが、羅臼町の子供たちに対しては通学、遠いところは通学費を補助してもらうようにぜひ、もう1回、再検討お願いできないかということで町長の予算の編成とか、提案権とか、町長の専決事項でもありますから、その辺をぜひもう一度、児童生徒の遠距離通学において全面全額補助、今は一部で全額補助しているわけですから、その延長としてさらにそれを拡大していただけないかというふうに私はお願いするところです。

また、海岸町にいます羅臼中学校から通っている子供たちですが、それは私たちが約50年前になりますが、そのときも同級生がいました。海岸町から通ってくる同級生が、私は実はそのときには知りませんが、みんなバスでただで通学しているのかなというふうに、その当時は思っていました。議員になってこの学校統廃合で改めて海岸町の飛仁帯小学校卒業した子供たちがバス代を払って通学しているということに対して、ちょっと愕然としたのですけれども、その辺も含めて、統廃合ではないけれども、海岸町に住んでいる羅臼中学校に通っている子供たちにもぜひ通学費の全額補助をするべきではないというふうに思いますので、その辺も含めて再検討を願えればというふうに私は思います。

続きまして、まず、そのことについて町長から答弁いただけますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 統廃合にかかります児童生徒の通学手段についての御質問でございますが、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、第1点スクールバスの運行ということについてでございますけれども、これにつきましては確かに知円別小中学校の統合の折に議題として出てまいりましたけれども、考え方といたしまして、現行のバスの運行そのものが基本的には学校の通学、もしくは通園、もしくは通院というようなところを対応するための運行であるというようなことと、そしてまた最終的にこの運行につきまして他町の事例も出てまいりました。他町の事例も出てまいりましたけれども、これもスクールバスの運行につきましては、いわゆる路線バスの運行がないところ、そしてまた学校の始業、終業、下校時にあわない時間帯でどうしてもスクールバスを運行しなければならないという特殊事情のところにつきましては、標津町においても、中標津においても、別海においてもそれぞれスクールバスを運行しているという実態でございましたので、これらのことを説明させていただきまして御理解をいただいているというところでございます。

そしてまた、特に知円別小中学校の閉校におきましては、保護者ほうからこれらのバス

の定期券の支給ということについては、これは辞退してもいいのだと、我々は定期券を払ってもいいのだという最終的にお話になった経過もございますけれども、統合時における急激な保護者の負担というところを配慮させていただきまして、在校生特例ということで、在校されている児童生徒について足の確保ということで今、定期券を支給させていただいているという経緯でございます。それにつきましては御理解をいただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 経緯は知っている、知らない、もちろん若いお母さんたち、お父さんたちもいるわけです。そのときには、在校生ではなかったと、新たに統廃合になった時点よりも、まだそのときには幼稚園か、その下のお母さんたちは余り事情をよく知らないということもあります。

また、両方いるつまり全額補助してもらっている小学生、つまり4年生以上は全額補助しているわけですから、でも今度、新たに同じ兄弟で1年生に上がった子たちにはお金がかかるということが父兄の間でもどうしてなのかということがまだ理解できていない父兄もいらっしゃるので、私はやはり教育長が今、言われたことはわかるのですが、そういう同じ兄弟でありながら片方が料金、通学バスの料金がかかって、片方がかかっていないという、ぱっと考えても不公平だなというふうなことというのはすぐ想像できますので、それも含めてやはりそういうことがあってはならないのではないかなというふうに私は思うわけです。

例えば、先ほど路線バスのないところでスクールバス、他町の例を教育長は言われましたけれども、他町ではこういうところもあるのです。例えば、斜里町のほうは、スクールバスに一般の乗客を乗せてやっていると、それはもちろん格安な、路線バスの3分の1の料金と言っていました。そういう例もございますので、それは路線バスをスクールバスというふうなことを我が羅臼町はやっているわけですが、ほとんどそういう使い方ですよね、人数が圧倒的に子供たちのほうが多いわけですから、多分、収入の380万円ぐらい年間あるのだと思いますけれども、その300万ぐらいは多分、子供たちの親が支払っている金額だろうというふうに私は思っております。

それはいいのですけれども、私としてはやはり義務教育で羅臼町がバス代を払って通学をしなければならないということが、どうしてもちょっと納得いかないものですからもう1回、町長にその辺を再検討いただきたいということで、学校問題要望しまして、学校問題の次、税金問題に移らせてもらいますが、町税等の税収、収納率が数値が悪いということを私は言いましたが、税収アップのためにやはり滞納をなくするということが一番大事だと思います。

また、それがたまってどうしても払えなくなると、どうしても年数がたってくると不能欠損で処理しなければならないということになりますので、それは町としても大変なマイ

ナスになるし、納めている人たちは大変、不公平だと思うのです。不公平な気持ちを持つのだと思います。この不能欠損というのは、どういうことなのか、どういう意味を持つのかということをちょっと説明していただけますか。

○議長（村山修一君） 税務財政課参事。

○税務財政課参事（櫻井房雄君） 不能欠損の関係についてなのですが、地方税法の規定に基づきまして生活困窮とか、差し押さえる財産がないとか、所在不明とかそういう場合について処分停止をすることになっています。その処分停止をした期間が3年間継続した場合については、地方税法の規定に基づき不能欠損処理をするということになります。

生活困窮者ということで不能欠損をしている場合が多いのですが、中には破産宣告を受けた方とか、生活保護受給者とかいらっしゃいますので、またその生活保護受給者の実態に近い生活をなさっている方もいらっしゃいまして、差し押さえ等も処分をすることによって著しくその生活を圧迫するおそれがある場合について処分停止をする、現在しております。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 今、説明を受けました。生活困窮者、それから破産宣告を受けた人が多いというふうに聞きましたが、だけど過去に平成17、18、19年と5,000万から7,000万の不能欠損処理をしているわけです。そういう人たちが全部が全部、生活困窮者なのか、それとも破産宣告を受けた人なのかということをお聞かせ願います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 以前にそういう不能欠損、多額な不能欠損という話でありました。

これについては、かなり以前に決算特別委員会、議会の決算特別委員会、あるいは監査委員等の中におきまして、そういう部分については不能欠損をきちっとすべきだという指摘がございました。

考えてみればその当時、私思うところ先ほど参事が申し上げたような事例についても、そういう処分は執行停止をしない中でもってそのまま繰り越し、繰り越しという形でもって持っていたという状況がございましたので、それではきちっと法にのっとってやるべきだという指摘がございまして、そういう形をとったということで多額になっているということでございます。

したがって、この不能欠損については町長の政治的な判断ではなくて、あくまでも法律に基づいて執行していることでありますので、その点はひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） つまり、言い方をかえれば管理がちょっと甘かったとか、そうい

う税金、収納に関して一種甘さがあったのかなというふうに想像できますが、そういうことがあるのだと思います。

だけど、それはやはり結局は町の財政を悪くする、あるいはその数値となってなかなか収納率が低迷しているということにもなりますので、そういうことがその3年間を機会に大量に不能欠損を処分したということで数値が上がっていけばいいのですけれども、その収納率の数値が上がっていけばいいのですけれども、またそれで平成20年を境にまた下がり始めたということは、またまたそういう不能欠損がたくさん出てきているのではないかということが数字になってあらわれてきているわけですから、その辺を懸念しているのですが、その辺はどのように分析していますでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 出てくる出てこないというのは、先ほど申し上げましたように、参事も申し上げましたような事例というか、実態に基づいた形の中で処理しているわけですから、当然、上がったたり、下がったりすることは当然のことです。

したがって、それが即、そのまま収納率云々ということには決してならないと、滞納整理、滞納繰り越し分ということになれば分母が少なくなれば、それは当然、そういう形になるということは当然のことです。

したがって、そういうことの大量に過去においてやったということについては先ほど指摘されたように、管理がずさんであったということについては、その以前の部分についてはそういうことがあったという状況の中でそういう指摘がされたということで、そういう適正な不能欠損処理をしたという経緯でございますので、御理解をいただきたいと、その後については当然、今、先ほど参事が申し上げましたような法にのっとりた形でもって処理しているということでございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 不能欠損につながるようなつまり滞納、やはり現年度分で確実に処理して、現年度分のつまり収納率もそれなりにアップしていけばいいのですけれども、その現年度分の収納率も我がまちはほかの町から比べたらやはり低いわけです。91、2%で多分、推移しているのだと思いますが、ほかの町を見ればやはり98%、95%以上の現年度で見てもそのぐらいの収納率でいっているわけです。

ですから、そういうことから考えてもやはり現年度の滞納をもっときちっとやはり管理して、滞納をためないようにするようなことをやはり行政としてやっていくべきではないかなというふうに思います。

町長のこの平成23年度の行政執行方針では、悪質な滞納者に対しては差し押さえ等の法的手段による徴収を図りながら、収納率の向上につなげ財源確保に努めてまいりますという決意を語っておられますが、これは差し押さえ等の法的手段は本年度あったのか、また昨年あったのか、その件数も含めて教えていただけますか。

○議長（村山修一君） 税務財政課参事。

○**税務財政課参事（櫻井房雄君）** 先ほど町長のほうから御答弁申し上げましたとおり、本年度につきましても既に預貯金の差し押さえを執行しております。件数的には70件を対象としましたが、差し押さえ時段階で預金が、残高がゼロということで未執行になっておりますが、最終的に現在のところ58件の差し押さえ処分をしております。預金の差し押さえに基づきまして収入になった額は約67万円ちょっとでございます。

今のところ、このほかに今年度につきましては当然、自動車税の還付金とか、そういう債権を中心に差し押さえを執行しております。また、前年度、平成22年度の差し押さえの件数についてですが、総額437件、差し押さえによる収入額は1,534万円になっております。21年度につきましては331件、差し押さえによる収入額は1,760万円ということになっております。額的には21年度、22年度の差し押さえに基づく収入額は減っておりますが、差し押さえ件数につきましては、約100件ばかり22年度は多くなっております。

先ほど、町長の答弁もありましたとおり、滞納整理の基本はいわゆる納税折衝が基本ということになります。ですから、その納税折衝の段階で誓約した方、誓約の不履行とか、そういう方もいらっしゃると思いますので、そういう方につきましては引き続き預貯金とか、家賃とか、いわゆる債権を中心に差し押さえの執行をしていきたいと考えております。

そういう、その地道な対応が今後の収納率のアップにつながっていくと考えておりますので、また、納期内納入ということも取り組んでおりますので、この場をおかりしまして議員さんのほうにも納期内納入や何かの機会あるごとに納期内納入の推進につきまして御協力をいただけますようお願いいたします。

以上でございます。

○**議長（村山修一君）** 高島君。

○**3番（高島譲二君）** できるだけ私も協力したいと思いますが、ずっと決算書を私は4年前に議員になりまして、それからのことしかわかりませんが、それ以前の収納率のデータを見ますと、決してやはり褒められた数字ではないのです。60%、70%、よくて81%でしたから、そこはもういっぱいいっぱい、私はやはり税務課の職員だけで、やはり納税相談とか税務相談をやっても限度があるだろうというふうに思うわけです。

それでやはり、納税率のいいところはそれなりにやはり工夫があるみたいで、例えば別海町は納税貯蓄組合をつくって、その支払わないところはその組合が肩がわりをして町に税金を納めていると、その組合員に対して後でその貸し付けをして、その分を少しずつ回収するという方法は私はやはりいただいた決算書のデータからしましても、我が町は基幹産業が漁業ですから、漁業の経営者、あとは乗子さんたちの滞納が結構多いように、半分以上それが見受けられましたので、そこをやはり漁協と協力しながら、また連携をとってそういう貯蓄組合をつくって、それで確実にまず町税が入るという仕組みをつくるべきではないかなというふうに思います。

もう一つは、たしか浜松市だと思いますが、市長みずから例えば納税強化月間とか、納

税強化というような月を設定しまして、それでキャンペーンをやるわけです。大体は、皆12月が多いらしいのですけれども、そこは市長みずから先頭に立って納税のお願いに行くというふうなことも、私はやはり納税率、収納率をアップすることにつながるのではないかとこのように考えますが、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） いろいろと他町のことも含めてお話をいただきました。

我がまちは我がまちの産業構造をも含めていろいろな住民の運営意識の問題等々があるわけでありまして、いずれにしても納税意識の向上ということについては、今後とも努めてまいりたいと思いますし、現場の職員は一生懸命頑張っていると私なりに思っております。その結果がこういうことですから、では頑張ったのかということに数字としてあらわれなければ、そういう指摘もあることについても十分、承知しているところであります。

後段のキャンペーン的に町長みずからと、これもやりました過去において。実際に訪問しました。それから管理職をして全町の滞納者への訪問もやりました。結果として、決してそれは効果が上がらなかった、上がっているとすれば引き続き継続してやっていたことでありましょうけれども、何回かやりましたけれども、結果的にならなかったということはどういうことかということ、普段、現場の職員が一生懸命頑張っていると、納税者と接触しながら何とか納めてもらうように頑張っているところに行き、例えば町長にそこに行き仮に納めてもらったするならば、現場の職員のそういう仕事に対する意欲というのが果たしてそれでもって保たれていくのかどうか。だとすれば、現場の職員でなくて町長が全部すべてやったほうがいいということになりかねないという、そういうことも事例としてあったわけございまして、そういう形の中でキャンペーンということのお話もありました。

実は、庁舎の前に滞納のまちみたいなのぼりも1回、立てたこともございました。これも果たして、町内外から来た方に羅臼は滞納の多いまちだということを、そういう形でもってアピールしていいのかということもございました。そういうことも含めながら、あるいは滞納の家というステッカーも張ろうかという話もありましたけれども、これは人権の問題にもかかわることです。

したがって、私はあえてやるとすれば、町で完納の家ということのレッテルを張ることによって、逆に張っていないところは滞納しているのだということになりかねますけれども、滞納は滞納でそれらの事情があつてのことです。これはあくまでも法律に基づいて執行していかなければならないと。

いずれにしても、くどい話になりましたけれども納税意識の高揚ということ、現場の職員はそれなりにまたさらに頑張りますけれども、町民皆さんに対する納税意識の高揚ということについても、町長の努めしてやっつけなければならぬことであろうというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 過去にやったというふうに言われましたけれども、効果が上がらなかった、だからやめたのだというお話ですけれども、私はその滞納、マイナス思考に働くのではなくして、やはり町長みずから先頭に立って納めましょう税金というふうな、やはり明るい方向でやはり持っていけないとそれは嫌になるし、みんな職員だって嫌に気持ちでいなければならないと思うのです。

やはり、税金を払うというのは町民の義務ですから、それはやはり皆さん町をよくするためにはぜひ納税に協力してくださいとか、そういうふうに明るい気持ちでやはりいかなければ、みんな払う気持ちにならない、滞納のレッテルを張るなんてとんでもない話ではないかなというふうに私は思います。

税務財政課の職員は本当にそういう気苦労も大変だと、過去の税務課の職員も税務課には行きたくないというふうなこともちらっと聞いたことがありますので、そういうことがないようにやはり税務課職員に頑張ってもらわなければならないところがやはり多いわけですから、ぜひ職員には頑張っていたきたいなというふうに思います。

町長には、その明るいキャンペーンを、滞納どうのこうのではなくて、明るいキャンペーンをぜひ行っていただきたいなと、納税強化の意味で明るいキャンペーンをやっていたきたいなというふうに私は思います。

ぜひそれをやって、収納率、先ほど言いました組勘制度のことも提案させていただきましたけれども、ぜひそういうことを積極的にやって、我が町の町税収納率がちょっと悪いものですから、全道で見ても5本の指に入るのではないかというぐらい悪いですから、そういうことをやはり解消する意味でもぜひ上を目指して、90%以上やるのだということを目指して私はやっていただきたいなと思います。

もう一つ、その町営住宅の使用料なのですけれども、これはちょっと滞納が大変な額になっているわけです。収納率が半分ちょっと上しか、使用料が収納できていないということに対して大変、危惧するところですが、その状況とその原因について何なのかそれはということをおちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、御質問ありましたことについては担当のほうから説明いたさせますけれども、その前に誤解があったらということの中で訂正いただきたいのですが、先ほど私が答弁した中で、滞納整理の家云々という話をしたと思いますけれども、これは私がしたいということではなくて、以前に人づくりをまちの重要方針として進めていた中で、そういう滞納の問題についても町民の委員会の中でそういうことも一つの案としてあったということでもありますけれども、町長としてはそれは人権の問題があるので実施できないということでもありますので、町長がそういうことを考えているということではありませんので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、公営住宅の関係については担当のほうから説明いたさせます。

○議長（村山修一君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 今、御質問のありましたことですが、町営住宅使用料の平成22年度以前の滞納額、これは4,820万1,269円ありまして、過去の分、この中で平成21年度以前のものがほとんどでございます。

今回の町営住宅使用料滞納整理につきましては、住宅使用料を滞納している方で水道使用料も滞納している方がおられますので、水道使用料滞納整理のことについても連動した町営住宅使用料の滞納整理を行っているところでございます。

先ほど言いました22年度以前の滞納額申し上げましたけれども、滞納者の数ですけれども93件ほどあります。内訳的には、現在、入居している方が51件、転居、または町外に転出した方が25件、また死亡、行方不明者が17件であります。

滞納者のうち、死亡、行方不明、また毎月決まった額を支払い完納見込みのある方等を除きまして、現在、入居者43件、転居、転出者22件、合計65件に対しまして、本年9月、一斉の督促通知を行ったところでございます。

現在、本人へのアプローチ、住みかえの話し合い等を行っているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、今現在、途中経過ということでありますけれども、今回の一斉督促通知におきまして、きょう現在でございますが住宅使用料滞納者で誓約が19件ほど、それから完納が2件ほどあります。

まだまだでございますけれども、一定の成果はまずはあったのかなと思っております。まだまだこれから滞納整理を行っている最中、今後とも滞納整理について努めてまいります。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） これは、私、昨年の決算書も見て、ずっと続いているみたいなのは、この滞納金額が。これは、だからずっとこの滞納は続くのかどうなのかということ、やはりずっと滞納をそのまま今までやってきたことがちゃんと管理されているのかどうかということが、やはりちょっと問題だなというふうに思うのですが、その辺は滞納しても特段、余り取り立てられないとか、そういうようなことで滞納が発生しているのかどうか、その辺についてはどうなのでしょう、原因。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） ちょっとこの滞納の原因につきましてはいろいろございますけれども、いずれにしても公住ということでもって住みかえとかという形で必ずそれについては代替の場所というか、住宅を設けさしてもらおうということで、ただ今現在については、その法的手段も含めて明け渡すということもまだやっていませんので、これも含めて今後は積極的にやっというふうなふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 町税にしても、それから国保税、それからこの住宅使用料、本当に収納率が極めて悪いというふうには感じておりますので、ぜひ職員に頑張っていたかなければならないのですけれども、そこはなるべく滞納をなくするようなことを厳しく、やるときにはやるというふうな決意を持って臨んでいただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、高島讓二君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、1時まで休憩します。午後1時、再開します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番湊屋稔君に許します。

湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 通告に従いまして、2件、7点の質問をいたしたいと思います。

まずは、植別小中学校を改装いたしまして、12月26日にオープンすることになっております羅臼町郷土資料館について3点の質問をさせていただきます。

まずは、この郷土資料館があることの意義、基本的な質問になりますけれども、このあることの意義というものの、必要性、意義と必要性についてお聞きしたいと思います。

二つ目に、今まで羅臼町の中心地にあった資料館が郊外の植別地区に移転することになりましたが、今後、町民の来館はもとより、町外の方や観光客にも広く、より多くの人に来館していただくために今後、どのような対応、PR、対策をしていくのかお聞かせ願いたいと思います。

三つ目に、知床羅臼オホーツク文化や歴史を後世に伝えていかなければならないことは必要なことでありまして、そのことが未来の文化や生活、そして生きるための知恵となっていくわけで非常に重要なことであると考えております。

その上で、専門知識と経験を持った人材が必要であると思われれます。現在は、涌坂室長がお一人で学芸員として努力されておりますが、ごく近い将来へ向けての後継者についてはどのようなお考えがあるのかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、2点の質問であります。ことしに入ってから北方領土でのいろいろな動きについて、特に国後島での不発弾処理と言われている不穏な動きについて確認も含め質問をいたしたいと思います。

ことしに入ってから、ロシアの大統領が北方領土に足に踏み入れるなどといった戦後なかったような日本に対して、いわば挑発的とも言える行動を起こしております。そして、その直後とっていいくらいの時期から、何の前触れや事前情報もなく不発弾処理が始

まっております。この不発弾処理とっている行動は、つい先日まで続いていましたし、多い日には1日に何度も風振が感じられるほどでありました。また、ある雑誌には北方領土には使わなくなった戦闘機が積み重なって捨てられているといった記述もあります。

このような北方領土を取り巻く一連の動き、特に不発弾処理と言われている動きについての情報は始まって少々たってから何度か報道はされましたが、その後はなかなか情報がなく、羅臼町を含めた管内地域住民は不安な毎日を過ごしてきました。今も不安な毎日を送っております。

そこで、次の4点について質問いたします。

一つ目は、ロシアが行っている不発弾処理について羅臼町が押さえている情報はどこまで、その内容はどのようなものなのでしょうか。

二つ目として、あの毎日行っていた爆破によって起こる振動は漁業や海洋生態系に影響はなかったのか心配されるのですが、その点についての見解をお聞かせください。

三つ目として、実行支配しているロシアがいろいろと不穏な動きをしておりますが、今後、懸念されるようなことはないのかお聞きしたいと思います。

最後に、今後、北方領土と隣接してさまざまなトラブルに巻き込まれながらの生活を余儀なくされている羅臼町として、このような問題に対してどう対応していくおつもりかお聞かせください。

以上、質問席より、2件、7点の質問をいたします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 湊屋議員より、2件の御質問をいただきました。1件目の郷土資料館につきまして、3点の御質問であります。

1点目は、羅臼町に郷土資料館があることの意義、必要性についてであります。羅臼町における今日までの人々の営みによって生み出された歴史資料や考古資料、自然資料、さらには民族資料などの貴重な遺産である文化財は、現在の私たちにさまざまな生きる力と感動を与えてくれているとともに、過去・現在の文化を未来に伝えていく責務を持っているものでありまして、保存と活用を図りながら、町民の文化的向上に資するとともに、学術文化の向上に寄与するところに大きな意義があるものととらえております。

私たちは、過去の文化を享受することによって新たな文化を創造し、過去と現在、未来をつないでいくという大切な使命がありますが、郷土資料館はそれを伝えていく場として必要性が高いものであると考えています。

2点目の移転後の利活用促進する方策についてであります。資料館の利用者につきましては、学びの場や交流の場として利用されますが、多くの場合は来館者が少ないというのが実情であります。

これは、資料館という性質上、寄贈をいただいたり、収集した文化財などを適正に管理、収蔵し、次世代に継承していく施設の性格的なものによるところではありますが、一方では体験学習などを通じて多くの人々に歴史や文化の大切さをPRし、羅臼町の歴史や文

化について学ぶ機会の提供も重要でありますので、学校との連携を促進し、郷土愛を醸成する目的を持って子供たちが来て楽しめるよう、親しめるような企画や保有している各種の資料などを活用し、一般の町民の方々の来館を促進する企画、さらにはオホーツク文化圏として重要な出土品も多数ありますので、先住民族の歴史的資料などを活用した観光的な企画も考えながら、ビジターセンターとの利用区分を明確にした対応に心がけ、利用者の興味や関心が持てるような積極的なアプローチを図ってまいりたいと考えております。

3点目は、将来に向けた後継者の考え方についてであります。

資料館は、子供から高齢者まで、どの世代でも受け入れられるようにするのが本来的な役割だと考えておまして、専門職員の果たす役割は需要であります。そのような観点から申し上げますと、将来へ向けての人材確保につきましては、理想的には経験者の確保が優先的な課題であります。したがって、後継者の採用については町長とも協議をさせていただき進めてまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 2件目の国後島の不発弾処理などの北方領土問題につきましては、4点の御質問をいただきました。

まず、1点目のロシアが行っている不発弾処理についての情報把握についてでございます。本年4月以降、根室管内各市町において、国後島からの大音響と空振及び煙の確認などの情報が数多く寄せられ、新聞等においても報道されたところであります。

当町においても、6月から10月末までに14回の空振が確認されており、そのうち10月に2回、国後島からの煙も確認されております。空振確認後、北海道及び国の関係機関に複数回にわたり当町の情報を提供し、事実確認と対応について問い合わせを行ってまいりました。北海道を通じた外務省の情報では、中古爆薬の処理を行っているとのことで、処理は年末まで終わるとのことでありました。また、外務省からロシア大使館に対して隣接住民に対する配慮や振動の除去についても申し入れをしているとの情報を得ておりましたので、当町といたしましては北海道を通じて引き続き適切な対応をお願いしてきたところであります。

次、2点目の不発弾処理による振動の漁業や海洋生態系の影響についてでございます。

漁業協同組合及び北海道に紹介しましたが、今回の空振による影響等については具体的な調査はしておらず、事実関係は明らかになっていないとのことでした。なお、釧路水産試験場に音や振動などと、漁業や海洋生態系の影響について照会いたしましたところ、一般的な見解では海中、海底での爆発は影響するが、陸上での爆音や空振は空気と水の比重の関係から、海中に伝わることは考えにくく、影響はないものとの見解でありました。

3点目、4点目につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

今後の北方領土問題に対する御質問に対してでありますけれども、領土問題につきましてはさまざまな歴史的経過の中で今日に至っておりますが、最近特に択捉島におけるロシ

ア軍演習やメドヴェージェフ大統領を初め、閣僚の北方領土訪問、クリル諸島経済社会発展計画などの動きがあることなどから、日本とロシアの外交に変化が生じることが想定されるため、今後もさらに注意深く情報を収集していかなければならないと考えております。

現在、北方領土はロシアの実行支配にあることから、我が国は外交交渉を通じてさまざまな問題の解決を望むところであり、平和条約締結のもと、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することが基本であると考えます。

今後の当町の対応につきましては、国の動きや関係団体等との意見を十分に踏まえ、対処してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 2件の質問にお答えをいただきました。

まずは、郷土資料館の関係について再度、質問をいたしたいと思えます。

郷土資料館の必要性と申しますか、意義をお答えいただいたのですけれども、この後、いろいろ条例のことですとか話をする、その一番最初に書かれている文面とほぼ同じような内容だったかなというふうに思っています。考古、歴史、民族、自然に関する資料を収集し、保存、展示し、調査・研究を行い、町民の教育学術文化向上に寄与することを目的とすると、そのようなことだと思います。

当然、これは大切なことでありまして、特にこのオホーツク文化というものがあるこの地域の、そういった歴史、それから文化、そういったものを後世に伝えるということは、先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、今後、このまちを担っていく若者たちにとっての生きる知恵となり、糧となっていく部分も多くあるのではないかと、だからこそ、これはまた2番目の質問にかかっていきますけれども、だからこそいろいろな方々に見ていただいて知っていただく、そういった機会を多くふやしていくということは非常に大事なことだと私は思っております。

その上で、まずこれは郷土資料館という、このまちにとってまず大切なものなのだ、大事なものなのだ、決してなければいけないものなのだということでもよろしいでしょうか、教育長、お答えください。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 基本的に郷土資料館というのは、新しきを知るためには温故知新の精神というようなこともありますので、ぜひ必要な施設だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） はい、それではその上でお伺いしたいと思います。

多くの来場者に来ていただいて、多くの方々に新しくなった郷土資料館をぜひ見ていた

だきたいというのは、ここにいる皆さんもそうですし、町民の方々も新しくなったことが期待をされているということもあろうかと思えます。

先ほど体験学習、それから学校との連携を図っていきながら、教育の場として使っていきたいのだというお話、それから町民にも広く、ただ具体的なこのようなしていききたいというようなお話はなかったかなと思うのですけれども、学校の教育事業としてというか、そういった形で過去に資料室としてありましたけれども、そういったところでの利用というのはどうだったのでしょうか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 基本的には学校との連携につきましては、社会科の時間で3年の生、4年生等を通じまして、ふるさとの歴史を知るというようなこと、これらについての学習で利用させていただいております。

それ以外にも、各社会科の先生方が実地研修というようなことで利用されたり、管内の先生方の研修の場としても利用されているという利用実態がございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 過去に授業として使われていたということですので、今後、新しくなって、多少、学校からは若干遠くなるのでしょうかけれども、問題はないところだと思いますので、さらなる子供たちへの教育の場として活用を期待したい。

それと、もっと町民の方々にも広く来ていただく方策を考えていただけないかなと。実は、僕の回りだけの話ですけれども、羅臼町にはそういった施設というのはビジターセンターも含めて何カ所かあります、ルサにもありますし。ただ、できているのだけれど、なかなか町民の方々というのは灯台下暗しみみたいなもので、行っていない方もかなりいらっしゃるというふうに思っておりますので、その方々にぜひ来ていただくような何かPRも含めて、羅臼町の文化、歴史というのはこんなにいろいろ大変な部分もあったでしょうし、これから先に向けての何かのきっかけになるかもしれませんので、ぜひたくさんの方に見ていただきたい、それとこれは羅臼町の公共の施設として、羅臼町の歴史や文化を伝えるということですのでけれども、例えば羅臼町の植別地区というと入り口になるわけです。それから、そこには郷土資料館があつて、逆に言うと斜里町側から来るとビジターセンターがある、そういった流れの中でこれは町外の方々、特にこのオホーツク文化を知っていただいたり、羅臼町の歴史を知っていただいて、より深く羅臼町を楽しんで、知って帰っていただきたいという意味では、そういった方々に対しての何か、これは当然、観光関係のところとも協議しながら、そういったところへのPRということもぜひ考えていただきたいと思うのですけれども、そういった利用についてはいかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 町民の利用促進ということと、観光に向けての利用促進ということでございますけれども、基本的にはあそこは郷土資料館とあわせまして羅臼町の持つ

ている、例えばロシアとの交流をしている品々だとか、また、森繁久彌という羅臼町には大きな財産がございますけれども、それらの品々等も一緒に展示をするというようなことも予定しているところでございます。

それとまた、町内の方々へのアプローチということにつきましては、やはりこれは観光協会とか、関連団体の皆さんとも連携をしながら、そういった今、収蔵している一般の方々に対するアプローチするための資材というものを有効に活用しながら広く連携をして、利用の促進を図ってまいりたいというふうな考えているところでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） ですから、本当にいろいろな方々にいろいろ利用していただいて、羅臼の歴史をいろいろ知っていただいて、町外の方にもぜひ羅臼のファンになっていただけるような、また今のこれから次の質問もありますけれども、北方領土の関係についても、あの資料館にうかがえばいろいろな歴史的な事、それからそういった資料もそろっていると思いますので、そういったことも含めて、そういった北方領土問題の解決に向けても理解者がふえるということもありますので、ぜひ広く利用していただけるような、何かの方策をぜひ考えていただいて、新しい郷土資料館が有意義に利用されることを望んでおります。

3点目の質問になります。先ほど教育長がおっしゃいました羅臼町にとってこの郷土資料館というものはなくてはならないものなのだと、こういった歴史を伝えなければいけないものなのだとということをはっきりおっしゃいました。

それを踏まえてお聞きいたしますけれども、今現在、室長がお一人で準備も含めての間、お伺いしましたけれども、一生懸命やられております。僕が心配するのは、こういったお仕事、学術的なお仕事、それから発掘なんかもされたり、結構いろいろなことがあると思います。これを羅臼の歴史文化というものを後世に伝えていくという非常に重要な役割の後継者というものを心配せざるを得ないなと思ったりもするのです。

先ほどお答えいただきましたけれども、将来に向けてという話ですけれども、多分、僕近い将来の話です。もう目の前の話だと思うのです。ですから、やはりこんなもの、例えばそういった歴史、それからそういった文化なんていうことを例えば来ていきなり語れるのかと、伝えていけるのかというと、そうではないような気がします。そうではないというか、できないだろうと思っております。

やはり、ここの地のことを勉強する期間、知識として入れていく期間、伝えるための期間という時間、そういったものをやはり前任者から含めて、そういった時間を持たなければ、なかなかこれだけの立派な資料が、あれだけの立派な資料がありながらうまく活用できないということがあろうかと思えます。

今、室長のたまたまいろいろなことがお話しする機会があった、過去にですよ、あったときもそうでしたし、涌坂室長の論文なんかも拝見したこともあります。読んでみると、非

常にこの資料というものが、羅臼町だけではなくて、このオホーツク文化であったり、北海道であったり、アイヌ文化も含めて北海道の文化であったり、それからこの世界遺産になるまでの経緯の中でのいろいろな歴史も考えると、日本国としての非常に重要な文化なんだということをも含めて感じさせるような論文もちょっと拝読させていただいたこともあるのですけれども、そういったことを伝えていける人材、この人材の育成していくとか、つくっていくというのは非常に時間が必要だと思うのですけれども、そういった意味でいうと急務だと思うのですけれども、いかがでしょうか。町長にもお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） その重要性については十分、理解しております。

先ほど、教育長のほうから町長と協議してというお話がございました。今、この資料館については、専門性が十分求められる業務だというふうに認識しておりますので、そのことも踏まえながら今後、管理運営に支障のないような後継者の配置について十分、配慮してまいりたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 今、町長からお答えいただきましたので、十分配慮をするということで、なかなか人事的なものもあって、そうする、こうするというのはなかなか言いづらい部分もあるとは思いますけれども、ぜひ最初に僕が質問をした部分、このまちにはなくてはならないものですし、伝えていかなければならないという基本理念に立って、やはりその辺の後継者の問題、それから今後、それを伝えていく人がどのような方、やはりそういう方をぜひ1日も早く、やはり前任者も含めて、前任者という言い方はよくないですね、今まで一生懸命やられていた方の知識、知恵というものを引き継いでいけるような形の中で、ぜひそういうことをお考えいただかないと、いきなり来てできるというものではないので、その辺も踏まえてぜひお考えいただくというお返事をいただいたというふうに僕はとらえておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、2番目の質問に行きますけれども、北方領土の問題と申しますか、実は不発弾処理の問題になりますけれども、先ほど14回ですか全部で、そんなものだったでしょうか、僕らにとってはすごくもともと毎日のように続いていたようなぐらいの不安を感じていたのだと思います。町民の方々もそうだと思います。

それで、最初になったのが6月。そのころというのは町民は何の情報もなかったわけです、いきなりどんという音とともに窓ガラスがばたばた揺れると、これは何だろうという不安を感じたのです。それから、ややしばらくは何だかわからなかった時期があります。多分、これは羅臼町だけではなくて、もっと近い根室市だとか別海町だとか、その辺の方なんてもっと感じたのだろうと思いますけれども、それが実際に不発弾処理だとわかるまでの間、やはり町民としては非常に不安を感じていたし、それからわかってからもたかが25、6キロ先です、そこで爆弾が爆発されているということ、このことは非常に不

安を抱くことになると、実際にその歴史的にどうだったかということ抜きにしても、実は主張している島ですよ、自分たちの島だというふうに主張している島で不発弾処理とはいえ、爆弾をぼんぼんやられたら、過去というか自分たちの住んでいたところでそういうことが行われているのかということも感情的にはなってしまう人たちもいらっしやったのではないのかなというふうに思っています。その情報が入るまでの間、やはり羅臼町として何かの動きでそういったことは何だったのだということの問い合わせというのは先じてやられたのでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことは、先ほども答弁申し上げましたけれども、北海道を通じて、特に外務省にそういう情報の提供を求めたということでございます。

したがって、そういう事情がありましたけれども、まだしっかりした、事が事だけにしっかりした形の情報がなくて、町民にどう伝えたらいいのかということも非常に苦慮しましたし、悩みましたし、その結果、はっきりした段階で情報提供したほうがいいだろうという考えのもとに、判断のもとに今日に至っているということでございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 確かに外務省に問い合わせても言ってくれることと、言ってくれないことがあったりとか、いろいろあるでしょうけれども、やはりここに接している住民としては、確かな情報がなければ安心して暮らせないというところがあるので、その辺をやはり強く羅臼町としても情報収集に力を注いでほしいなというふうに思うのですけれども、実は結構、この問題についてお答えいただけない部分もあるのかなとは思っただけでも、さっき言ったようにもと私たちの島ですよと主張しているわけです。もというか、私たちの島ですよというような主張しているところで、そういったことが行われている、このことというのはどうしてもっとニュースにならなかったのかなと思って、全国の人がもっと知っていただく機会がもっとあってよかったのではないかなと、僕なんかは思っているのです。僕もこういうバッチをつけながら北方領土が返ってほしいという1人ですから、当然そういうことも思うのですけれども、時を同じくして竹島で韓国の議員たちが音楽会をやったというのが大々的ニュースなのです、テレビで報道されて。なのに、わずか20何キロ前で、1日置きなのか毎日なのか、何回もどんとって、実は根室では窓ガラスにひびが入ったところがあるなんていう話も聞いています。そんなことがどうして日本国の中で余り話題にならないのかなと、新聞に何度か出たことは出ましたけれども、その後、ずっと続いているのにもかからわず、余り取り上げられる機会がなかった。

それは、例えば取り上げるほうの問題なのか、逆に言うところに住んでいる人たちの情報発信も含めて、それは当然、言っではまずよと言われることもあるのかもしれないけれども、事実としてやはり全国の人々にこのまちに住んでいる人たちがそういった不安を抱えているのだということは、ぜひ知るべきことだと僕は思っていますし、ほかの日本国の皆さんが知る機会をつくってあげるためには、このまちから、それからこの管内からの情

報発信というところが必要ではないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほど北海道を通じて外務省云々という話もいたしましたけれども、そのほかに私自身、直接、外務省のロシア課、これは北方領土隣接地域の要望のとき、それから根室開発期成会の要望の折りにも直接お会いしてそういうお話もさせていただきました。現実には、羅臼の町民も含めて周辺の住民が非常に不安がっていると、ここできちっとした情報がほしいのだという話もさせていただきました。

しかし、外務省では最初の段階ではなかなかその辺が、正確な情報が得ていないということもございましたし、その後、最終的には先ほど申し上げました中古爆薬の処理だというふうに正式に聞いたところであります。

したがって、私どもはそれ以上のことというよりは、それが正確な情報だという形の中で押さえているということでございますので、年末までと言っていたところでありますけれども、これで収まってくれれば幸いでありますけれども、今後、もしこの事情が続くようであれば、さらにまたそういう情報をつかむための努力をしまいたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） そういった事実を余り大きく出すと外交問題になるとか、いろいろな問題があるから余り言えないという時期でもあったのか、それとも外交に力がなかなか入れれない、震災の後だからできなかったのか、それはわからないけれども、やはりこの地域に住んでいる人たちがこういう苦勞をして、こういう不安を抱えているのだということは、全国の皆さんにやはり知っていただかなければいけない、そういう国境ではないけれども、そういった問題を抱えているところに接している市町村なんだということをこれからも強く道を通じ、外務省を通じ発信するなり、まちとして発信するなりをしていっていただきたいというふうに思っています。

僕が懸念していた次の質問なんだけれども、魚に影響はなかったのかということで、町長はいろいろまちとしていろいろなところに問い合わせをいただいて、魚には直接、影響はないだろうということでした。

ただ、こういうことが長く続くことと、それから漁獲が例えば、その時期というのはサケ漁だったり、イカ漁で大変にぎわっていた時期でもありますから、余りそんなことを考えなかったかもしれない、でも例えばホッケが少なくなった、スケソウが少なくなった、回遊魚が来なくなったみたいなことになっていると、なかなかどンドンやっているところに僕だって魚だったら行きづらいです。

そういったことを考える人たちもたくさん出てくると思いますので、そういうことも含めて影響がないという見解がありますよとぐらいのことはやはり漁協も含めて、いろいろなことで調査をしていただいて、皆さんにお伝え願えればなというふうに思っています。

最後のほうの質問なのですけれども、今後、懸念されることはないのか、3番目です。北方領土問題としていろいろなことに、今、実行支配されている中、今後、懸念される事項というか、何かないのかなというふうにちょっと自分なりに考えたことがあるのですけれども、先ほど町長おっしゃいました。この不発弾処理と言われていることが12月末にこのまま収束してくれればいいなど、でも今までもこういったことの問題は数々あったと思うのです。

いろいろ、今回のことについて僕なりにいろいろな方面で調べてみようと思って、そんなに多くはやっていないのですけれども、本を読んだりしてみました。そうしたら、ある本、こういった本があって、本の中に写真付きで載っているのです、北方領土、これは択捉島ですけれども、戦闘機が捨てられている写真が載っていたり、それから漂着物のごみが山ほど積みまされているみたいなことが載っていたり、そういったことがこういった雑誌になっていたり、またいろいろな方々が書かれてるものも読ませていただいた中で、これは色丹島ですけれども、北方領土の色丹島に行った方がいろいろなことを書かれています。その中の文書の一つ見たときにまずいなというふうに思ったのです、それをちょっと3行だけなので。

「色丹島穴澗湾、水産加工場から捨てられているヒレや尾びれ、骨などの残骸がおりのようにたまり、海底がヘドロ化している。いかりをおろすと中に封じ込まれていたメタンガスがぼこぼこ浮上してくるありさまです」と、これは実際に行かれて、こういうレポートを書かれているものを、今はちょっと抜粋して読ませていただいたのですけれども、国後島にも当然、水産加工場がありますし、人も住んでいます。当然、普通にごみが野焼きされていたり、大体、いろいろ読ませていただいたごみ処理場なんて一つもないのです。ですから、そこら辺に捨てるか、その辺で燃やしてしまうか、燃える物はどういう状態だというふういろいろなところには書かれておりますけれども、ちょっと心配されること、これは今、現実の問題ではないので想定される問題としてお聞きしたいというか、聞いても答えられないのだろうと思うのですけれども、不発弾というのは要らなくなったならばごみです。それから先ほど言ったように戦闘機がごみのように捨てられている場所がある、それから加工場が出るものというのは、もう垂れ流し状態、もう捨てればいいのかと、そしてそれがヘドロ化している、要はごみ捨て場のようになっていて、それが劣悪な状態になっているのです。一般家庭のごみはその辺にぼんぼん捨ててしまうというようなこと。これ全部、だから国後島含めた、北方領土が何かごみ屋敷のようになってしまうのではないかと感じてしまうのです。

それでごみという観点で考えると、今、どこの国でも一番どうしようもない、どうしようもないごみってありますよね。例えば不発弾をモスクワが中心だとしたら、モスクワから一番はるか離れたところ、もしそこにあったものなのか、持ってきたものかは別としてミグ戦闘機なんてもともとそこにあったものではないと思うのです。そういったものを持ってきて、わざわざ日本国が主張している島に置いてしまうわけですが、捨ててしまうわ

けです。その不発弾もわざわざ根室管内に近いうちで、どんどんやってしまう、それは何か政治的な意図があるのかわからないですけれども、そういったことをやる国です。

民間人に対しても、幾ら越境したといっても、実弾を打ってくるわけですから。そう考えると、これは想定されることとして考えると、今、どこの国でも一番やっかいなごみというのは核廃棄物なのです。万が一です、これは万が一なので、なかなかお答えづらいかもしれませんが、万が一そういったものがバケツ一杯、コップ一杯でも、おちょこ一杯でもいいです、持ってきたという事実がもしどこかで報道されたり、そういう事実があったとしたら、この羅臼の基幹産業の漁業も含めて根本からひっくり返る話ですから、ひっくり返るといいますか、崩壊してしまうような話になってしまうのです。

ですから先ほど来言っている情報発信も含めて、やはりここが抱える問題、決してそうなるにはいけないということに対して予防線を張っていくということも含めて、やはり羅臼町として、根室管内として、隣接する市町村として、やはり強くこれは外務省でも国に対して強く訴えていかなければいけない、原子力の問題についてはIAEAですか、そういったところがしっかり監視しているのだからそれでいいのかという話にはならないと思うのです。

やはり、可能性としてあるとすればそういうことも含めて、決してそんなことが起こらないような対策、方策を国に対して要請をしていただきたい、これは考え過ぎだと言われる方もいらっしゃるかもしれないけれども、可能性として1%、2%でもあるとすれば、こういったことにもやはり先んじてやはり提言をしながら、決してそんなことがあってはいけないということをぜひ訴えていっていただきたい、そのことがあったら大変なことになります。本当におちょこ一杯でこのまちの漁業も含めて根本から崩れてしまう、もう羅臼町自体に人が住めなくなってしまうという事態に陥ることの可能性としてはありますので、ですからその辺も含めてぜひそういった懸念される事項として僕はちょっとお話ししましたけれども、そういうことを国に対して強くこれからも要請していっていただきたいというふうに思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議員から北方領土に係る懸念、あるいは想定される事柄についてお話をいろいろいただいたところでございます。

考えてみれば、それもこれもすべては北方領土が解決していないためであるということの現実には、あの島が我が国固有の領土という状況の中で、実行支配されているという現実がそこにあるのだというふうに思っております。

したがって、このことについては過去ずっと今日、現在も継続して羅臼町単独で、あるいは北方領土隣接地域の1市4町で、あるいは北海道として事あるごとに国に対して外交交渉も含めながら要請をしてくるところでありますけれども、依然として現実には半歩も一歩もこのことについていいますか、北方領土返還ということに関しては進んでいないというのが実態であろうというふうに思っています。

確かに、ビザ無し交流だとか、そのほかのことについてはいろいろと交流は深めておりますけれども、それが北方領土の解決につながっていないという、そこに現実があるわけでありまして、これについては今後とも今、議員御指摘のことも想定としてありましたけれども、それはそれとして北方領土の未解決ということの中のいろいろな問題については私なりに懸念している部分もないわけではありませんけれども、今ここでそれを申し上げることはできませんけれども、一生懸命これについては問題解決に向けて、全国民に訴える形の中で今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） なかなか、僕の言った核廃棄物のことについては懸念されることとして、ですからなかなか言えないことだと思いますけれども、ただ非常にそういうことを考え出すと夜も寝れないなんていう話、昔ありましたけれども、本当に不安になってきますので、ぜひその辺も含めていろいろな働きかけをしていただきたい、それと確かに北方領土問題を根本から解決しなければいけないことはあろうかと思っております。ただ、個別の案件について、やはりすぐ手をつけていかなければいけないことというのはあろうかと思うのです。島が返ってこないと何もできないのかということではなくて、そういった懸念される事項があったり、先ほど言ったように核は抜きとしてもそういった産業廃棄物だとか、それから加工場でヘドロ化しているものがあるということなので、そういうものをすぐ近くで垂れ流しのようにして、結局は海に捨てられるわけです。そういったものをこの海峡の中にとどまってしまうないように、やはりそういったここは世界遺産のまちであって、知床という大きな世界の財産として位置づけられているところのちょっと向かい側でそういったことが行われているということがあれば、当然のように環境という観点で、やはりロシアに対して働きかけてもらうということ、それからやはりここで魚を取っている、それを基幹産業としているまちですから、そこに影響がないようなことということも含めて言うと、やはり島々がごみ屋敷になったり、環境破壊するような状態になっていくということは、非常に悲しいことですので、ぜひそのことも含めて、やはり全体として解決しなければいけないこと、ただ個別の案件として訴えていかなければいけないこと、ぜひ改善してもらわなければいけない、これは人道的なことも含めてやはり一つ一つ小さな問題も解決、個別の案件してやっていかなければならない、そういうことを分けて考えていかなければいけない、当然、島が返ってくるということが最後の目標ではありますけれども、そういった今、抱えている問題に対して個別に対応していくことも大事かと思っておりますけれども、その点はいかがですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほど申し上げましたように、現実に実行支配されているという現状の中で、個別事案について町単独ではなかなか難しい部分があるというふうに思っています。

ただ、一つ共通して言えることは、環境という点をとらえれば、これはある程度、向こうもこちら側といいますか、現在の北方四島の住民の皆さんにとっても、あるいは1市4町にとっても、この環境という問題、これをきちっと守っていくということについては共通の理解に立てるだろうという、共有できるだろうというふうに思っています。

そういうことがもし可能であれば、当然、そういうアプローチ、あるいはそういうことも取り上げていかなければならないことでありましようけれども、その他の個別事案については、なかなか外向的な問題もごございますので、国との相談、あるいは協議の上ということで進めていかなければならないという基本方針に変わりはないということをごさいますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） きょうは、体験実習館とそれから北方領土の問題、これは今、お話いただいたように歴史的なものも含めて、ちょっとニュアンスは違いますけれども、やはりこのまちの財産ですとか、この地域の歴史、文化というのは、これは北方領土抜きにしては考えられないことでもありますし、そういったことも含めて、やはりこの地域の人にまず強く知っていただく、北方領土の問題もそうです、歴史的な背景も含めて、今、北方領土がどういった現状にあるのか、どういったことが行われているのかということはやはり知らなければいけないと思います。

それと、このまちの歴史含めて、まずはこの地域の人たちがよく理解をして後世に伝えていくということの大切さと、それから今、現状ある北方領土問題も含めて、今ある問題、現状、それから歴史的なものも含めて、やはりこのまちの人たちがしっかり理解を深めていかなければいけない、それとこのまちにいるからこそ、全国に向けてやはりそういったことを発信をしていかなければいけない、こういう北方領土問題については特にそうだと思います。

何かやはり、中央で話されることが非常に多く情報として入ってきて、ただ現地で話されることの情報の少なさというのは感じる時もありますので、やはり地域住民として、地域の人間としてこの問題についてしっかり考えながら発信をしていくということも含めて、今後、取り組んでいかなければならないなというふうに感じておりますので、ぜひ町としてもそのような形で取り組んでいただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山修一君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第5 選挙第6号 羅臼町選挙管理委員会委員及び
補充員の選挙について

○議長（村山修一君） 日程第5 選挙第6号羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、委員及び補充員の任期満了に伴い、地方自治法第181条第2項及び同法第182条第1項並びに第2項の規定により、それぞれ4人の選挙を行うことになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、総務民生、経済文教、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに副議長の4名をもって構成する選考委員により選考してはいかがかと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、総務民生、経済文教各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに副議長の4名をもって構成する選考委員によって選考することに決定しました。

選考委員は、正副議長室で選考願います。

選挙管理委員会委員及び補充員選考のため、しばらく休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時52分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選任がされたようでありますので、選考委員より、その結果を報告願います。

松原臣君。

○9番(松原臣君) それでは、選考委員を代表いたしまして、ただいまより羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選考結果を報告申し上げます。

別室におきまして、慎重審議の結果、次の方々を選考いたしました。

委員に大沼勝君、岡本邦子君、白坂雄一君、高津寛之君。

補充員には、第1順位、池田幸世君、第2順位、幾田尚人君、第3順位、中谷善子君、第4順位、芦崎剛君。

以上でございます。

○議長(村山修一君) 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選考委員より指名のあったとおり、羅臼町選挙管理委員会委員に大沼勝君、岡本邦子君、白坂雄一君、高津寛之君。補充員には、第1順位、池田幸世君、第2順位、幾田尚人君、第3順位、中谷善子君、第4順位、芦崎剛君が当選されました。

-
- ◎日程第 6 認定第 1 号 平成 2 2 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 7 認定第 2 号 平成 2 2 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 8 認定第 3 号 平成 2 2 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 9 認定第 4 号 平成 2 2 年度目梨郡羅臼町老人保健事業会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 1 0 認定第 5 号 平成 2 2 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 1 1 認定第 6 号 平成 2 2 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 1 2 認定第 7 号 平成 2 2 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
-

○議長（村山修一君） 日程第 6 認定第 1 号平成 2 2 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第 1 2 認定第 7 号平成 2 2 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの 7 件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、佐藤晶君。

○8 番（佐藤 晶君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告。

平成 2 3 年 9 月 1 5 日開催された、第 3 回定例会において、本特別委員会に付託されました平成 2 2 年度目梨郡羅臼町各会計決算認定 7 件について審査を実施したので、次のとおり結果を報告いたします。

1、付託事件。

認定第 1 号平成 2 2 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算、1 件。

認定第 2 号から認定第 6 号平成 2 2 年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算、5 件。

認定第 7 号平成 2 2 年度目梨郡羅臼町水道会計歳入歳出決算、1 件。

審査の経過。

本特別委員会は、さきの 9 月定例会に設置され、同時に付託された決算認定 7 議案について、閉会中の 1 0 月 3 日及び 1 0 月 1 1 日、2 1 日、2 5 日、1 1 月 8 日の 5 日間にわ

よたり慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また関係法令の規定に準拠し適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、行政職員の説明を求め慎重に審査を進めたところであります。

本委員会は、各会計別に平成22年度予算の主要な施策がいかに関現されたか、それが住民のためになっていたのかを重視しました。

そして、この総括を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は審査の過程の中で動議のありました下記事項、3点を総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了いたしました。

記。

総括質疑事項。

- 1、委託料の委託業者の選定について。
- 2、知床らうす医療再生プロジェクトの効果について。
- 3、水道事業会計の今後の見通しについて。

各会計審査結果。

認定第1号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。現下の厳しい財政状況にあつて、平成20年度から適用となった地方自治体財政健全化法に基づき、財政の健全化を図るべく、経費の削減、不良債務の早期解消等により、財政調整基金、減債基金、文教施設整備基金等に積み立てができたことは、毎年、積極的に行政改革を行ってきた成果であり、今後も計画的な財政運営に努められ、経営健全化に期待するところであります。

また、財源を交付税に依存せざるを得ない当町において、歳入確保は大変、重要な課題であり、少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化など、自主財源の確保を積極的に考えなければ、今後の財政運営は極めて厳しい状況が続くと思われます。

そのようなことから、町税や公共料金等の主要財源の収納に対しては、町民の納税意識の高揚を図りながら、さらなる徴収率向上の一層の努力が求められるとともに、未納対策として釧路・根室広域地方税滞納整理機構のさらなる活用、財源確保の観点から、過疎債など有利な財税措置の活用など、新たな自主財源の確保について、具体的な研究と施策の展開を望むものであります。

認定第2号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、保険税の未納額は本会計の運営に大きな影響を及ぼしております。まちとしては、住民の納税意識の高揚はもとより、夜間、休日窓口の実施及び未納者に対する保険証の短期証の発行、相談など、さまざまな取り組みがなされておりますが、今後も収納対策に万全を期し、徴収率の向上に特段の努力を払われ、安定した会計運営を望みます。

あわせて、健康づくりや予防活動など、医療費の削減につながる取り組みに対する十分

な予算運用と重点的な取り組みを望みます。

認定第3号平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第4号平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、収支の状況は一般会計からの繰り入れにより実施収支黒字となっているが、慢性的な収入不足は改善されておらず、医師不足によるものが主な要因であると考えますが、さらなる経営努力により支出を抑制し、一般会計からの繰入金金の圧縮を図るよう努力を願います。あわせて、常勤医の確保、保健、福祉との連携など、継続可能な医療体制の充実を強く望みます。

認定第7号平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。本会計の3条会計については、総括質疑でも申し上げましたが、黒字決算の大きな要因の一つは水道高料金対策での交付税であります。その交付税が、平成26年度に減価償却の減少により、交付税算定基準を満たさなくなり、参入が困難な状況となる見込みであると聞いており、将来の事業運営は大変、厳しいものとなることが予想され、事業の健全化に向け長期資金計画の策定など、将来に向けた対策が必要と考えます。

また、石綿セメント管も含む老朽管の敷設かえにつきましては、全国的に多くの自治体が敷設かえを実施しており、当町においても減価償却費の減少により、留保資金が減少し、厳しい財政状況であります。計画的な管の敷設かえを望むものであります。

今後も、事業の安定に向け資金計画、受益者の公平、公正の観点から、徴収率の向上を図り、施設設備の保全点検に十分配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層努力を望みます。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査の結果を申し上げましたが、当町の財政状況は依然として厳しい状況が続くことは変わりありません。しかし、平成20年度決算から執行された地方自治体財政健全化法の平成22年度決算に基づく健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準をすべてクリアし、かつ厳しい財政状況の中、一般会計において持続可能な財政基盤の確立に向け財政調整基金、減債基金等への積み立てができたことは、理事者職員の努力の結果であります。

さらに、健全な行財政運営の維持のためにも、町税など、歳入の確保に向けた取り組みを積極的に進めるべきと考えます。町税においては、徴収努力と釧路・根室広域地方税滞納整理機構との連携をより強固なものとして、公平・公明・公正の観点から、悪質な滞納

者に対し法的手段による徴収など、収納率の向上に努め、あわせて税以外の使用料等においても今後の未収金収納に対する対応について具体的な対策を望むところであります。

また、経費節減の観点から、総括質疑でも申し上げましたが、委託及び業者選定につきましては、町内業者の優先という考え方に立っての選定が行われてきておりますが、特種業務による事情から、長年にわたり随意契約となっているものも見受けられるところであります。さらなる契約の見直しを望むものであります。

地方自治体を取り巻く環境は大変、厳しい状況にあります。国及び北海道の動向を注視し、厳しい財政の中、最小限の経費で最大の効果を得られるよう、不断の努力を望むところであります。

最後に、理事者、職員の皆様に対し、決算審査の円滑な運営に御協力をいただいたことにお礼を申し上げ、平成22年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算7件について、本委員会は全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

平成23年12月15日。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、佐藤晶。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。この質疑につきましては、会議規則と運用規定第98条により、審査の経過と結果に対する疑義とします。

これより、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第7号までの7件を一括、採決します。

この採決は、起立によって行います。

この採決に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 認定第1号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第12 認定第7号平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの7件は認定することに決定しました。

ここで、2時20分まで休憩します。2時20分、再開します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第39号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第39号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第39号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算並びにこの後、上程予定されております議案第40号から49号の全11件につきましては、副町長以下、担当職員をして説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第39号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,924万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

13款国庫支出金、325万3,000円を追加し、1億3,423万円。

1項国負担金、315万円を追加し、1億1,478万4,000円。

2項国庫補助金、10万3,000円を追加し、1,666万円。

14款道支出金、262万3,000円を追加し、3億1,687万4,000円。

1項道負担金、32万5,000円を追加し、6,411万3,000円、2項道補助金、246万6,000円を追加し、2億3,788万6,000円、3項道委託金、16万8,000円を減額し、1,457万5,000円。

16款1項寄附金、205万円を追加し、1,922万9,000円。

17款繰入金1項基金繰入金、1,735万3,000円を減額し、2億5,580万円。

18款1項繰越金、1,054万1,000円を追加し、4,929万3,000円。

19款諸収入、26万1,000円を追加し、3,525万7,000円。4項雑入、26万1,000円を追加し、3,402万2,000円。

歳入合計、137万5,000円を追加し、38億8,924万6,000円。

歳出。

2項総務費、598万7,000円を追加し、5億6,701万2,000円、1項総務管理費、1,081万2,000円を追加し、5億3,264万3,000円、4項選挙費、482万5,000円を減額し、772万5,000円。

3款民生費、1,073万1,000円を追加し、6億6,603万3,000円、1項社会福祉費、858万1,000円を追加し、5億4,118万5,000円、2項児童福祉費、215万円を追加し、1億2,472万9,000円。

4款衛生費、1,534万3,000円を減額し、8億3,321万3,000円、1項保健衛生費、1,571万5,000円を減額し、4億8,839万6,000円、2項保健師設置費、37万2,000円を追加し、929万5,000円。

歳出合計、137万5,000円を追加し、38億8,924万6,000円。

4ページをお願いいたします。

事項別明細書により、詳細説明をいたします。

歳入。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、315万円の追加でございます。子ども手当システムの経費補助でございます。

2項国庫補助金2目衛生費国庫補助金、10万3,000円の追加でございます。乳がん検診に伴う2分の1の補助金でございます。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金、32万5,000円の追加でございます。後期高齢者医療保険基盤安定負担でございます、ルール分の歳入でございます。

2項道補助金1目総務費道補助金、120万円の追加でございます。

歳出で御説明申し上げますが、魚の城下町通り、本町地区の活性化計画の策定に当たりまして、北方領土隣接地域振興特別対策補助金をあおぐものでございます。

2目民生費道補助金、86万3,000円の追加でございます。ひとり親家庭医療事務費の補助、2分の1。地域支え合い体制づくり事業補助金、全額交付されるものでございます。

3目衛生費道補助金、40万3,000円の追加でございます。エゾシカ処理にかかるルール分、少子化対策補助金、妊婦健診にかかるルール分の補助でございます。

3項道委託金1目総務費道委託金、16万8,000円の減額でございます。北海道知事及び北海道議会議員選挙の確定に伴います減額でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、203万1,000円でございます。善意の寄附によるものでございます。次の教育費寄附金、1万9,000円につきましても、善意の寄附でございます、詳細、歳出で御説明を申し上げます。

17款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金、1,735万3,000円の減額でございます。診療所の23年度支払い事業が確定したことによる戻し入れでございます。

18款1項1目繰越金、1,054万1,000円につきましては、前年度繰り越しで財源調整をするものでございます。

19款諸収入4項雑入3目雑入、26万1,000円の追加でございます。総合検診診断による個人負担分でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、1,150万9,000円の追加でございます。消防事務組合負担金、945万7,000円でございます。消防の緊急デジタル無線整備に伴う実施設計、公務災害負担金、人件費の決算見込みによる減、合わせまして945万7,000円の補正でございます。積立金につきましては、体育文化振興基金積立金、1件の善意による寄附で2万円を積み立てるものでございます。知床まちづくり基金積立金につきましては、診療所の建設に充てていただきたいということでございまして、9件、153万2,000円の積み立て、北方領土返還運動に2件、50万円、合わせて203万2,000円の積み立てをするものでございます。

11目企画費、250万円の追加でございます。町長の政策として、今日まで述べてきておりますけれども、地域の産業の発展を目指す一環として道の駅周辺を核として本町通りの一体を観光客が滞留できるように遊休施設や空き店舗の利用した観光に結びつく政策を今後、具体的に展開していくための調査、計画を委託するものでございます。

16目電子計算費、319万7,000円の減額でございます。それぞれ費用の確定に伴うものでございます。4項選挙費2目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、16万8,000円の減額につきましては、確定したための減額でございます。3目羅臼町長及び羅臼町議会議員選挙、465万7,000円の減額につきましても、確定による減額でございます。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費、82万1,000円の追加でございます。これは、高齢者が自立して安心して生活を送りやすくなるような支援をする目的で事業展開をするものでございまして、今般、事業に必要なパソコン、プロジェクター、スクリーン、デジカメ等の備品をそろえるものが主なものとなっております。

12ページお願いいたします。

6目ひとり親福祉医療費10万円、不足を見込まれるため追加補正をするものでございます。7目特別会計繰出金、766万円の追加でございます。それぞれ規則的に繰り出すものでございまして、それぞれ3会計でございます。それぞれの特別会計において詳細を説明いたします。

2項児童福祉費1目児童措置費、215万円の追加でございます。子ども手当システム変更によるものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、76万1,000円の追加でございます。それぞれ健診等の受診増による不足が生じたための追加補正でございます。3目環境衛生費、64万円の追加でございます。これは、償還金でございまして、墓地の建立予定がないということで、2区画を返還申し出がありましたので償還をするものでございます。

4目特別会計繰出金、1,735万7,000円の減額でございます。14ページをお願いいたします。これにつきましては、23年度の診療所改築事業の支払額の確定に伴いまして減額をするものでございます。7目野生鳥獣保護管理費、23万7,000円につきましては、エゾシカ処理費用に不足を生じるための補正でございます。

2項保健師設置費1目保健師設置費、37万2,000円の追加でございます。当初の予定より妊娠届け出数の増による不足が生じるための補正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第39号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第40号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第40号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 16ページをお願いします。

議案第40号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,509万3,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,196万5,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

17ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項国民健康保険税、53万3,000円を追加し、4億8,850万8,000円。

3款国庫支出金、8万円を追加し、3億2,056万3,000円、2項国庫補助金、8万円を追加し、2,586万6,000円。

9款繰入金1項他会計繰入金、106万7,000円を追加し、9,054万5,000円。

11款諸収入、1,341万3,000円を追加し、1,356万9,000円、2項雑入、1,341万3,000円を追加し、1,356万7,000円。

歳入合計、1,509万3,000円を追加し、11億7,196万5,000円となるものです。

歳出です。

3款保健給付費、1,509万3,000円を追加し、7億1,025万7,000円。1項療養諸費、440万7,000円を追加し、6億2,452万9,000円、2項高額療養費、900万6,000円を追加し、7,329万6,000円、4項出産育児諸費、106万8,000円を追加し、1,218万円。

歳出合計、1,509万3,000円を追加し、11億7,196万5,000円となるものです。

19ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

歳入です。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、医療費給付費分、滞納繰越分に財源調整として53万3,000円を求めています。

3款国庫支出金2項国庫補助金3目出産育児一時金補助金で、8万円の追加です。国保被保険者の出産予定者が4人ふえるためであります。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、106万7,000円の追加です。出産予定者4人分の増額に伴うルール分であります。

11款諸収入2項雑入1目一般被保険者、第3者給付金で、1,341万3,000円の追加です。交通事故等診療返納金ですが、国民健康保険により支払われた医療費について任意保険が適用されたことによるものであります。

歳入合計、1,509万3,000円を追加し、11億7,196万5,000円。

21ページ歳出です。

3款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費で、440万7,000円の追加です。療養給付費が高い水準で推移している状況にあり、今後において予算不足が見込まれることから補正をするものであります。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費で、900万6,000円の追加です。高額療養費給付金につきましても、推計を大きく上回っており、今後において予算不足となることから補正をするものであります。

4項1目出産育児一時金で168万円の追加です。国保被保険者の出産予定数が29人と4人ふえる見込みであります。

歳出合計、1,509万3,000円を追加し、11億7,196万5,000円となるものです。

なお、今回の補正予算につきましては、12月7日に開催されました第6回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号国保会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第40号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第41号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第41号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括ケア支援センター課長。

○地域包括ケア支援センター課長（斉藤健治君） 23ページをお願いいたします。

議案第41号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,645万5,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に定めております。

24ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金、1,132万5,000円を追加し、8,982万4,000円。

1項国庫負担金、886万円を追加し、6,922万4,000円。2項国庫補助金、246万5,000円を追加し、2,060万円。

4款1項支払基金交付金、1,479万円を追加し、1億1,271万3,000円。

5款道支出金、716万1,000円を追加し、5,395万4,000円。

1項道負担金、716万1,000円を追加し、5,283万5,000円。

7款繰入金、1,602万4,000円を追加し、7,400万2,000円。

1項他会計繰入金、616万1,000円を追加し、6,413万9,000円。2項基金繰入金、986万3,000円を追加し、986万3,000円。

歳入合計、4,930万円を追加し、3億9,645万5,000円。

続きまして、歳出です。

2款保健給付費、4,930万円を追加し、3億6,727万2,000円。

1項介護サービス等諸費、4,650万円を追加し、3億3,792万3,000円。

3項高額介護サービス等費、280万円を追加し、767万3,000円。

歳出合計、4,930万円を追加し、3億9,645万5,000円。

続きまして、26ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳入です。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、886万円の追加。

2項国庫補助金1目調整交付金、246万5,000円の追加。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、1,479万円の追加。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、716万1,000円の追加。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、616万1,000円の追加につきましては、介護給付費の増加に伴い、ルール分をそれぞれ計上いたしました。

2項1目基金繰入金、986万3,000円の追加につきましても、介護給付費の増加に伴い、財源を基金に求めたものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたしますので、28ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス給付費、4,650万円の追

加でございます。内容につきましては、実績ベースで見込んでおりました介護サービス給付費でございますが、利用者等の増加に伴い、予算不足が見込まれることから、説明欄に記載されてありますとおり、居宅介護サービス給付費から地域密着型介護サービス給付費までの各負担金合計額4,650万円の増額補正をお願いするものでございます。

3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費、280万円の追加でございます。この補正につきましても、先ほどの保健給付費同様、予算不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号介護保険会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第41号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第42号 平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第42号平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 30ページです。

議案第42号平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ393万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,140万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

31ページ、第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料、350万円を追加し、3,554万7,000円。

3款繰入金2項他会計繰入金、43万2,000円を追加し、1,580万円。

歳入合計、393万2,000円を追加し、5,140万円。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、392万円を追加し、4,956万2,000円。

歳出合計、5,140万円となるものです。

33ページです。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

歳入です。

1款1項1目後期高齢者医療保険料で、350万円の追加です。歳出の保険料納付分を現年度保険料に求めるものです。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で、43万2,000円の追加です。

保険基盤安定繰入金で、一般会計の繰入金に求めるものです。

35ページ、歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で393万2,000円の追加です。保険料負担金の350万円につきましては、広域連合より示されていた保険料負担金が増額となるものです。また、保険基盤安定負担金の43万2,000円の追加につきましても増額となるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号後期高齢者医療会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第42号平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第43号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会

計補正予算

◎日程第18 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第43号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算及び日程第18 議案第49号工事請負契約の締結についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 議案の37ページをお願いいたします。

議案第43号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

平成23年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5,965万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,129万円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、継続費の補正でございます。

継続費の変更は、「第2表 継続費補正」によるものでございます。

第3条は、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」によるものでございます。

第4条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

38ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金、1,735万3,000円を減額し、3億6,313万6,000円。

7款1項町債、1億4,230万円を減額し、4億1,160万円。

歳入合計、1億5,965万3,000円を減額し、9億8,129万円。

39ページ、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費、1億5,965万3,000円を減額し、7億7,428万9,000円。

歳出合計、1億5,965万3,000円を減額し、9億8,129万円でございます。
40ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正でございます。変更でございます。

1款総務費1項総務管理費、事業名は診療所改築事業でございます。総額に4,548万6,000円を追加し、補正後の総額を9億6,586万5,000円とするものでございます。年割額につきましては、平成23年度から1億5,965万3,000円を減額し、6億3,935万2,000円、平成24年度に2億513万9,000円を追加し、2億5,351万3,000円とするものでございます。

内容につきましては2点ございまして、1点目は新診療所改築工事の年度ごとの支払額が確定したことによる年割額の整理、2点目は新診療所の駐車場拡充整備事業費を継続費に追加するものでございます。なお、継続費の内訳につきましては、参考資料2にまとめてございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

第3表、繰越明許費でございます。追加でございます。

1款総務費1項総務管理費、事業名は医師住宅新築事業、金額は4,480万円でございます。内容につきましては、医師住宅新築事業につきまして、年度内に工事を完了することができないために、予算の定めるところにより繰り越すものでございます。

第4表、地方債補正でございます。変更でございます。

診療所改築事業債、過疎対策事業債につきましては、このたびの補正に伴いまして診療所改築工事の今年度分につきまして全額診療所改築基金の充当が可能となり、地方債の借入れの必要がなくなったことから、限度額を全額減とするものでございます。

41ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳入でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金から1,735万3,000円を減額するものでございます。内容につきましては、新診療所改築工事の今年度の支払額の確定に伴いまして、改築基金の支消予定額を減額する内容でございます。

7款1項町債1目診療所事業債から1億4,230万円を減額するものでございます。内容につきましては、新診療所改築工事の今年度の支払額につきまして、地方債の借入れの必要がなくなったことから減額する内容でございます。

43ページ、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費2目診療所建築費から1億5,965万3,000円を減額する内容でございます。診療所改築工事費を減額するものでございまして、1点目は改築工事の年度ごとの支払額が確定したことによりまして、1億6,453万6,000円の減額、2点目は新診療所の駐車場拡充整備事業の今年度支払い予定額488万3,000円の増額でございます。駐車場拡充整備事業につきましては、新診療所が完成し、現診療所を解体後に整備を予定しておりますが、事業効率的、あるいは効果的に進めるため、ロー

ドヒーティング設備に必要な熱交換機などを事前に新診療所の機械室に設置するものでございます。

なお、駐車場拡充整備工事の概要につきまして、参考資料の1にそれぞれ計画図をまとめてございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

また、この補正予算につきましては、12月7日開催の第6回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 議案の54ページをお願いいたします。

議案第49号工事請負契約の締結についてでございます。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的は、羅臼町医師住宅新築工事でございます。
- 2、契約の方法は、指名競争入札でございます。
- 3、契約金額は、6,510万円でございます。
- 4、契約の相手方は加我、尾田、経常建設共同企業体でございます。

参考としまして、予定工期は平成23年12月16日から、平成24年5月31日でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第43号及び議案第49号の2件を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第43号診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第43号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号工事請負契約の締結は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第49号工事請負契約の締結については、原案のとおり

可決されました。

◎日程第19 議案第44号 平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第19 議案第44号平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） 議案の45ページをお願いいたします。

議案第44号平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算。

総則として、第1条、平成23年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は次に定めるところによる。

次に、収益的収入及び支出の補正として、第2条、平成23年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入として、第1款水道事業収益として500万円の補正により、計が2億1,218万4,000円、第1項営業収益として500万円の補正により、計が2億547万円になります。

次に、支出として第1款水道事業費用として500万円の補正により、計が2億1,218万4,000円、第1項営業費用として500万円の補正により計が1億1,039万1,000円となるものであります。

次に、46ページをお願いいたします。

平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算実施計画収益的収入及び支出です。

説明の都合上、支出から説明させていただきます。

1款水道事業費用1項営業費用2目配水給水費で、水道管破損補修等の修繕費として500万円の追加補正であります。内容としては、峯浜の橋梁添架管が漏水しており、緊急性があることから、その修繕を行った結果、多額の支出となり予算不足を生じることから、今回の補正となったものであります。

また、この500万円の財源については上段の収入の第1款水道事業収益第1項営業収益1目給水収益に求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号水道会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま

す。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第44号平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第45号 北方領土国後館～知床草楽園設置条例を廃止する
条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第20 議案第45号北方領土国後館～知床草楽園設置条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 議案の47ページをお願いいたします。

議案第45号北方領土国後館～知床草楽園設置条例を廃止する条例制定について。

北方領土国後館～知床草楽園設置条例（平成10年9月18日条例第16号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

48ページをお願いいたします。

北方領土国後館～知床草楽園設置条例を廃止する条例。

北方領土国後館～知床草楽園設置条例（平成10年9月18日条例第16号）は、廃止する。

本条例は、平成10年から北方領土返還啓発施設として広く町民や観光客に解放してまいりました北方領土国後館であります。開館以来、利用者が低迷し、運営に苦慮しながらもさまざまな手だてを講じて運営してまいりましたが、思うように利用者が伸びず、平成17年には費用対効果と財政改革の側面から閉館し、有効な活用を検討しながら現在に至っております。

このたび、当施設を子育て支援施設として活用することとなったことを受け、北方領土国後館を廃止し、関係条例を廃止するものでございます。

附則として、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 北方領土国後館を廃止するというのは、まことに残年なのですが、ちょっと町長に確認したいことがありまして、私のところで北海道新聞をとっているのですが、12月11日の朝刊の折り込みチラシに羅臼町認可外保育園従業員募集という

チラシが入っていました。

これは、勤務地は旧北方領土国後館となっております。これ、今回、この条例を廃止しなくてもそのままいけるのかどうなのか、これについて町長、御存じでしたらお答え願います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの御質問であります。前段、この遊休施設の利活用について担当課長から説明をいたしましたけれども、これまでに議員懇談会等で、その遊休施設のあり方、利用の仕方について御相談を申し上げてきたことも事実でございます。その中であって、今般、ゼロ歳児を中心にして子育て支援をしていきたいというようなことで、民間事業者の声もあったということでありまして、既にこれについては事業者の公募もしております。

現在のこの廃止の手続きは現在とっておりますが、来年4月開設というような状況からして、既にもうそういう公募も町として受け付けをしながら、そして事業者も決め、今後のスムーズな運営を図るために事業者としてその人を募ったところでもありますので、この辺の御理解はいただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 決まるのはいいのです。だけど、この条例を廃止しなくても貸すことができるのかどうなのかということをやっと確認したいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） まだ、正式な賃貸はしておりませんが、申請をするに当たってそういったところを含みを持たせて、今、現在進めているところでございます。

あくまでも草楽園であって、町有の施設であるということでもありますので、今後、この遊休施設の利活用を進めていくということに今のこの事業の推進を図っていくということでもありますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 副町長、答えていないです。これは、条例を廃止しなくても貸せるのかどうなのかということをお聞きしているのです。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） まだ、正式な賃貸契約はしておりません。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 規定で3回になってはいますが、副町長が私の質問にちゃんと答えていないので3回以上になりますが、ちょっとこれは勇み足ではないですか。せっかく、今、この条例を廃止するかどうかということがまだ議会がこれから諮られるわけですし、その前にもう許可したというようなことだったら、やはりこれは議事をきちっと通した後でやるべきではないかなというふうに私は思うのですが、その辺について聞きたいということと、それからこれはそういうことで条例を廃止しないで、そういうふうに返事

ができるのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほど、副町長が答弁いたしているところではありますが、高島議員の質問することとかみ合っていないというお話であります。

このことに関しましては、先ほども申し上げましたように議員の皆様にも御理解いただいた中で、町民がもうニーズとして非常に高いゼロ歳児の施設として提供してまいりたいという町としての判断、その中で進めている事業でございます。

したがって、事業者としては1日でも早くそういう体制をつくりたいという思いの中で、そういうチラシも既に全町民に周知しているということでございます。

したがって、条例廃止云々という議会の手続き上の問題、これは確かにあるのかもしれませんが、私としてはそういう業者の準備の都合等も考えるとするならば、これが結果として町民のためになることであれば進めてよろしいという話をしたところでございますので、この辺の御理解も賜りたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 一言申し上げます。

高島議員の質問は条例を廃止する前にそういう手続きをとってよろしいのかと、法的に問題がないかという質問でございますので、その点についてお答えを願いたいと思います。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 特に問題はありません。

○議長（村山修一君） 高島議員。

○3番（高島譲二君） これは、では北方領土国後館～知床草楽園設置条例というのは何のためにあるのでしょうか。これは、やはり議会できちっとやはりこれを廃止するというふうに決まってからやはり手続きをするべきであって、条例が今現在ある以上は、この条例に対しての違反になるのではないですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 繰り返すようではありますが、これについては議員皆さんにもお話ししていた経緯もございますし、理解をいただいているというふうに私自身判断した経緯がございます。

したがって、そういう手続き的なことと言われれば、それは一つ当たる部分があるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように事業者の人材確保という観点からそういう形で進めさせたということで、私は議会に対しこの条例については既にもう草楽園としての役割といいますか、それについては現実には機能していないということは今まで繰り返して申し上げておりますけれども、あの施設をどういう形で利用するかということについては十分、町民の皆様にも呼びかけしながら、いろいろなアイデアをもらいましたし、あるいは議員懇談会の中でも皆さんにも御相談申し上げた結果、なかなかその利用が進まないという中で、あるいは一部、福祉施設に使ったり、あるいは北方領土の千島連盟

等にも貸与したりということによってまいりましたけれども、いかにしろその建物自体も機能からいってそれに有効活用できないという状況の中で、このままではしていくことも非常にもったいない話だということもございまして、今日のこの進めようとしていることになったわけでございます。

したがって、もし条例云々、廃止云々というそういう手続き的なことがもしあるとするならば、私としてはそれは大変、申しわけなく思いますけれども、実質的には町民のためにそういうことで進めたという私が最終的に決断したこととございまして、御理解をいただければというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 高島議員、申し合わせを大幅に超えておりますので。

○3番（高島讓二君） 水掛け論みたいな感じなのですがすけれども、ちゃんと私は条例違反ではないかというふうに、というのは町長の趣旨はよくわかります。私たちもそういう説明を受けています。それについては、保育園は必要だと思います、託児所も必要だというふうに私は認識しておりますが、これ設置条例がある以上は、ここをきちっとしてからやはり手続きを踏むべきではないかなというふうに私は思います。

以上で、これ以上言ってもしようがありませんので、こういう決まりがあるわけで、条例は決まりですから、決まりをちゃんと守ってからやっていただきたいというふうに私は思います。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号北方領土国後館設置条例を廃止する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第20 議案第45号北方領土国後館～知床草楽園設置条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第21 議案第46号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（中田 靖君） 49ページをお願いいたします。

議案第46号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

50ページをお願いします。

特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2条関係中、羅臼町体育指導委員を羅臼町スポーツ推進委員に改める。

このたびの条例改正は、昭和36年制定のスポーツ振興法が50年ぶりに見直されまして、本年6月の第177回通常国会において新たにスポーツ基本法が可決、成立したことに伴うものでございまして、この法律の中でスポーツの推進にかかる体制の整備に関して市町村教育委員会の責務として、これまでの体育指導委員にかわるその推進役としてスポーツ推進委員の委嘱について規定されておりました、このことを受けて本条例を改正するものでございます。

附則としまして施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第21 議案第46号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第47号 羅臼町郷土資料館設置条例の制定について

○議長（村山修一君） 日程第22 議案第47号羅臼町郷土資料館設置条例の制定につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

郷土資料室長。

○郷土資料室長（涌坂周一君） 51ページ、議案第47号です。

羅臼町郷土資料館設置条例の制定について。

羅臼町郷土資料館設置条例を別紙のとおり制定する。

52ページをお開きください。

羅臼町郷土資料館設置条例。

第1条は、目的をうたっております。

羅臼町郷土資料館、（以下、郷土資料館）というは、羅臼町の考古、歴史、民俗、民族、自然に関する資料を収集し、保存し展示するとともに、その調査研究を行い、町民の教育、学術文化の向上に寄与することを目的とする。

第2条は、名称及び位置を定めております。

第2条、郷土資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、羅臼町郷土資料館。

1、北海道目梨郡羅臼町峯浜町307番地1。

第3条は、管理及び運営についてです。

第3条、郷土資料館の管理及び運営は教育委員会が当たる。

第4条は、必要な職員を定めております。

郷土資料館に館長及び学芸員、その他必要な職員を置く。

第5条は、利用の制限についてです。

第5条、館長は次の各号の一つに該当する場合は利用を禁止し、制限し、または退館させることができる。

1、公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

2、建物、またはその設備を滅失し、損傷するおそれがあると認められるとき。

3、集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。

4、その他、管理運営上支障があると認められるとき。

第6条は、損害賠償の義務を定めております。

第6条、入館者は施設及び付帯設備、資料などを棄損、汚損、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条は、規則への委任についてです。

第7条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。

本条例につきましても、旧植別小中学校校舎を郷土資料の展示施設として再利用すべく、設置条例の制定をお願いする次第であります。

附則として、施行期日をうたっております。

この条例は、公布の日から施行する。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号郷土資料館設置条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第22 議案第47号羅臼町郷土資料館設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第48号 財産の取得について

○議長（村山修一君） 日程第23 議案第48号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 議案の53ページをお願いいたします。

議案第48号財産の取得についてでございます。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

取得物件は、1.5テスラMRI、1式及び64列マルチスライスCTスキャナ、1式でございます。

取得の目的は、診療所における患者診断のためでございます。

取得の価格は、1億5,487万5,000円でございます。

契約の相手方は、釧路市芦野1丁目20番20号、株式会社芦野メディカル、代表取締役渡邊浩往でございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号財産の取得は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第23 議案第48号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

ここで、午後3時40分まで休憩します。3時40分再開します。

午後 3時25分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第24 発議第12号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書

○議長(村山修一君) 日程第24 発議第12号環太平洋経済連携協定に反対する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

湊屋稔君。

○1番(湊屋 稔君) 環太平洋経済連携協定に反対する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成23年12月15日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、湊屋稔。

賛成者、羅臼町議会議員、高村和史、同、鹿又政義、同、高島讓二。

環太平洋経済連携協定に反対する意見書。

このたび、総理は環太平洋経済連携協定(TPP)交渉への参加を表明した。

農林水産業を基幹産業とする地域において、TPPが締結されると海外の安い農産物が大量に輸入し、農山漁村は崩壊するおそれが高い。とりわけ、北海道においては、一次産業及び関連産業の出荷額が全産業の出荷額に占める割合が極めて大きい実態にある。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま交渉参加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾である。

今、政府がなすべき最大の優先課題は発生から9カ月たった東日本大震災からの復旧・復興と原発事故の早期収束に加えて、足腰の強い農林水産業を構築し、農山漁村を再生させることである。

また、国民の間には徐々に漏れ伝えられるＴＰＰに関する情報に食と暮らし、命を守ってきた我が国の制度や基準がＴＰＰ参加によって変更を余儀なくされるのではないかと、いう大きな不安と懸念が高まりつつある。

政府は、農民のみならず医療、金融、食品の安全性など、多くの分野にわたる懸念事項に対する事実確認と国民への十分な情報提供を行い、同時に幅広い国民的議論が必要としているにもかかわらず、総理が関係各国との協議を開始すると表明したことは見切り発車としか言いようがない。

よって、国においてはＴＰＰ参加がもたらすことによる産業構造の変化について十分な情報提供とあわせて、国民的議論を行うことを前提とし、いわば国境がなくなるような関税撤廃はもとより、非関税障壁の撤廃を原則とするＴＰＰ参加について決断しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

平成２３年１２月１５日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第１２号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第１２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第２４ 発議第１２号環太平洋経済連携協定に反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第２５ 発議第１３号 看護師・介護職員等の大幅増員と
夜勤改善で安全・安心の医療・介護、
地域医療の拡充を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第２５ 発議第１３号看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○６番（坂本志郎君） 発議第１３号看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書。

上記の議案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成23年12月15日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同じく佐藤晶、同じく小野哲也。

看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書。

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも医療、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。しかし、医療現場は長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療の安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し離職者も多く、深刻な人手不足になっています。

東日本大震災では、地域医療の役割が鮮明になると同時に、その中で医師、看護師、介護職員など、医療、福祉労働者の人手不足も改めて浮き彫りになりました。厚生労働省が2011年6月17日に提出した看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについての通知では、看護師等の勤務環境の改善なくして持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない、夜勤、交代制労働者等の勤務環境改善は喫緊の課題としています。

看護師など、夜勤交代制労働者の大幅増員と労働環境の改善によって従事者の確保、定着を促進することは、安全・安心の医療、介護の実現、地域医療充実にとって欠くことのできない課題です。

以上の趣旨から、次の事項について実現するよう強く要望する。

記。

1、看護師など、夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2、医療社会保障予算をふやし、医師、看護師、介護職員等を大幅にふやすこと。

3、国民（患者、利用者）負担を減らし、安全・安心の医療、介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年12月15日。北海道羅臼町議会議長、村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第25 発議第13号看護師・介護職員等の大幅増員と夜勤改善で安

全・安心の医療・介護、地域医療の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

**◎日程第 2 6 発議第 1 4 号 根室海峡におけるロシア連邦トロール船
に関する意見書**

○議長（村山修一君） 日程第 2 6 発議第 1 4 号根室海峡におけるロシア連邦トロール船に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5 番（小野哲也君） 発議第 1 4 号根室海峡におけるロシア連邦トロール船に関する意見書。

上記の議案を会議規則第 1 3 条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員、鹿又政義、同、坂本志郎、同、高村和史。

根室海峡におけるロシア連邦トロール船に関する意見書。

我が国固有の領土である北方領土に隣接した根室海峡周辺海域においては、昭和 6 3 年ころよりロシア連邦トロール船による操業が始まって以来、当該海域のスケトウダラ資源が激減しており、これ以上、資源が減少した場合、減船や休業など、自主的な資源管理を行ってきた根室海峡で操業する漁業者の経営が成り立たなくなるばかりか、漁業を主産業として発展してきた地域の産業構造そのものが崩壊につながる極めて重大な局面を迎えている。

また、平成 1 0 年から操業が開始されている北方四島周辺水域における安全操業においても、ロシア連邦トロール船と操業海域が競合するため、例年、漁具被害が発生しており、本年度も 5 件の漁具被害が発生し、漁業者にとってロシア連邦トロール船による漁具被害は、漁具の補充と水揚げの減少など、多大な負担となっている。

よって、国においては安全操業の漁具被害にかかわる補てん対策及びロシア連邦政府による根室海峡海域でのロシア連邦トロール船操業の抑制が図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により提出する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日。

北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上です、よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第26 発議第14号根室海峡におけるロシア連邦トロール船に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第27 発議第15号 北方領土問題の解決促進等に関する意見書

○議長(村山修一君) 日程第27 発議第15号北方領土問題の解決促進等に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番(小野哲也君) 発議第15号北方領土問題の解決促進等に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成23年12月15日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同、高村和史。

北方領土問題の解決促進等に関する意見書。

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島の返還の実現は、戦後残された最大の国家課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかし、戦後66年を経たきょうもなお、北方四島は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことは、まことに遺憾なことである。

日ロ両国間における政治対話を促進し、さまざまな分野での交流を拡大して相互理解を深め、北方領土問題を解決して、平和条約を締結することは、両国間関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

しかし、父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に半数以上の方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も78歳を超えており、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

また、すべての道民も領土問題解決への具体的な進展を強く願っているところである。

よって、国においては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情にこた

え、日ロ両国間において今日までに達成された諸合意に基づいて早急に北方領土問題を解決し、平和条約を締結するための強力な外交交渉を進めるとともに、特に次の事項につき適切な措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、国民世論の結集と高揚並びに国民世論の喚起や北方領土教育の充実を図るなど、北方領土返還要求運動の一層の促進を図ること。

2、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

3、北方四島交流事項（ビザ無し交流）の効果的な実施を図るため、交流内容の充実と実施団体に対する支援措置を強化すること。

4、元島民等に対する援護対策として、北方領土墓参及び北方四島自由訪問事業の円滑な実施が図られるよう支援措置を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年12月15日。

北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第27 発議第15号北方領土問題の解決促進等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第28 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第28 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3時58分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長(村山修一君) お諮りします。

町長から議案第50号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第50号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長(村山修一君) 追加日程第1 議案第50号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(鈴木日出男君) 議案第50号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ205万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,130万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款1項繰越金、205万6,000円を追加し、5,134万9,000円。

歳入合計、205万6,000円を追加し、38億9,130万2,000円。

歳出でございます。

4款衛生費、205万6,000円を追加し、8億3,526万9,000円、3項清掃費、205万6,000円を追加し、3億3,757万8,000円。

歳出合計、205万6,000円を追加し、38億9,130万2,000円。

4ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をさせていただきます。

歳入。

18款1項1目繰越金、205万6,000円の追加でございますが、前年度繰越金に財源を求めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

4款衛生費3項清掃費1目清掃総務費、205万6,000円の追加でございます。

先刻、町長の行政報告にありましたとおり、12月9日に峯浜町の堆肥利用組合の生ごみ処理機が異物混入により破損し、稼働ができなくなったものでございます。原因は、生ごみに漁網が入っていたため、それが機器に絡まったものと思われま

す。早急に修理し、稼働すべく準備中でございますが、数週間必要とのことでありますので、この早急に修理するために修繕代、あわせて修理期間中の広域処理場に生ごみを搬入する経費を補正したくお願いをするものでございます。

なお、町民には再度、このような事故が起きないように注意喚起をしてまいりたいというふうに思っております。

修繕料146万8,000円、委託料として広域処理組合に運ぶ運搬4万2,000円掛ける14回分を計上したものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第50号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

◎町長年末のあいさつ

○議長（村山修一君） ここで、町長より、年末のごあいさつがございます。

○町長（脇 紀美夫君） 特別なことがない限り、本年、最後の本会議となりますので、年末のごあいさつをさせていただきます。

本年は、何と申しましても3月11日発生の東日本大震災、そして原発事故という未曾有の大災害に見舞われ、全国民、日本全地域上げてその対応や対策に取り組み、いまだその途上にあり、1日も早く復旧・復興と当該地域が災害前の状態に近づくよう念願する次第でございます。

そのような時間経過の中で、4月に統一選挙が実施され、私、そして議員皆様それぞれ当選を果たし、町の発展と町民のために努力されているところでございまして、心から敬意を表する次第でございます。

本年は特に、診療所の改築と公設民営について議員皆様に議論をいただきながら御理解を賜り、今日に至っておりますことに対しましてお礼を申し上げる次第でございます。

また、町政と密接にかかわりのある国政については内閣改造や総理大臣の交代など、さらには先刻申し上げました東日本大震災、そして原発事故等々の対策が喫緊、最重要課題として、さらにはTPPや消費税、復興財源問題等も浮上し、なかなか落ち着いた状況が現在も続いているところでございます。

また、年の瀬を間近にした昨日、行政報告でも申し上げましたが、サケ密漁事件が発生したことは、大変、残念でありました。

このような雰囲気の中で迎えます新しい年、行政、そして議会ともども町民一丸となって明るく胸を張って前進する年にしたいものだというふうに思っている次第でもございます。

なお、1月中に議員皆様の御拝聴をいただき、行政の諸課題について懇談をいたした

く予定してございますので、その節は御案内申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

改めまして、議員皆様のこの1年の御理解と御支援に対し、心からお礼を申し上げ、健やかにお正月を迎えられますよう念ひながら、年末のごあいさつとさせていただきます。この1年間、本当にありがとうございました。御苦労さまでございました。

○議長（村山修一君） すべて終了しましたので、これにて散会をいたします。

長時間にわたりまして、大変、ありがとうございました。

午後 4時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員